

株主の皆様へ

東京都千代田区大手町二丁目2番1号  
リスクモンスター株式会社  
代表取締役社長 藤 本 太 一

## 第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年6月24日（水曜日）午後6時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

- |                       |   |                                                                                                                                  |
|-----------------------|---|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 1. 日                  | 時 | 平成27年6月25日（木曜日）午前10時                                                                                                             |
| 2. 場                  | 所 | 東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱ビル 1階<br>コンファレンススクエア エムプラス サクセス<br>(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)                                                      |
| 3. 目 的 事 項<br>報 告 事 項 |   | 1. 第15期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）<br>事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の<br>連結計算書類監査結果報告の件<br>2. 第15期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）<br>計算書類報告の件 |
| 決 議 事 項               |   |                                                                                                                                  |
| 第1号議案                 |   | 剰余金処分の件                                                                                                                          |
| 第2号議案                 |   | 定款一部変更の件                                                                                                                         |
| 第3号議案                 |   | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件                                                                                                       |
| 第4号議案                 |   | 監査等委員である取締役3名選任の件                                                                                                                |
| 第5号議案                 |   | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件                                                                                                             |
| 第6号議案                 |   | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の<br>件                                                                                                 |
| 第7号議案                 |   | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件                                                                                                              |
| 第8号議案                 |   | 買収防衛策のための新株予約権無償割当てに関する事項の決<br>定の取締役会への委任（買収防衛策の継続）の件                                                                            |

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「連結注記表」及び「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令及び当社定款第15条の定めにより、インターネット上の当社

ウェブサイト（アドレス <http://www.riskmonster.co.jp>）に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知添付書類記載のもののほか、この「連結注記表」及び「個別注記表」も含まれております。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、上記の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

## 事業報告

(平成26年4月1日から  
平成27年3月31日まで)

### I. 企業集団の現況

#### 1. 当事業年度の事業の状況

##### (1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度における我が国経済は、企業収益の改善を背景に、設備投資の増加や雇用情勢の改善など景気は回復基調が見られるものの、消費税率引き上げや円安に伴う物価の上昇など不安材料が払拭されないことから、景気の先行きは依然予断を許さない状況が続いております。当社グループを取り巻く経営環境といたしましては、企業全般における経費削減傾向が続いており、厳しい事業環境となりました。今後も引き続き、お客様のサービス選別が厳しくなることが考えられます。

こうした状況の下、当社グループは、「第4次中期経営計画(2014～2015年度)」の基本方針に沿い、以下のような取り組みを実施いたしました。

- ・中国企業の信用調書に「RM格付」を付与した「J S B I Z信用調書サービス」を提供開始(5月)
- ・倒産企業に関する集計・分析データをホームページ上で公開(5月)
- ・新刊「取引先リスク管理Q&A」出版(6月)
- ・共通ポイントサービス「Ponta(ポンタ)」を運営する株式会社ロイヤリティマーケティングと提携し、リスクモンスターの会員企業ご担当者様向けにポイントプログラムを開始(6月)
- ・「リスクはじきに目を覚ます」第2版出版(6月)
- ・図書総合管理システム「名館長V」新サービス「Web検索マイページ機能」を提供開始(6月)
- ・クラウド型請求書発送代行サービス「請求の助」に新機能を追加(6月)
- ・「枝番自動発行機能」を提供開始(7月)
- ・「攻めモンスター」検索機能リニューアル(7月)
- ・企業実務サポートサービス「わかったランド」機能追加(8月)
- ・ダイレクトメール発送機能付き新規開拓リスト作成クラウドサービス「DMの助」提供開始(8月)
- ・大規模地震の発生を想定した「事業継続計画(BCP)」の訓練実施(8月)
- ・「日中ものづくり商談会@上海2014」に出展(9月)
- ・読むだけで与信管理がわかる新刊「与信管理奮闘日記2」出版(9月)
- ・J-MOTTO新グループウェアの提供を開始(9月)
- ・与信管理支援サービスに情報取得が必要な企業を自動表示する「おすすめ検索」機能を追加(10月)
- ・お客様と一緒に植林するエコ活動「リスモン・グリーンプロジェクト」植樹400本を達成(10月)
- ・図書総合管理システム「名館長V」に次世代無線技術「RFIDシステム」の搭載オプション追加(11月)

- ・与信管理支援サービスで法人登記情報の提供を開始（11月）
- ・業容拡大への対応、グループ機能の集約による効率的な業務運営の実現、固定費の削減を図るため、本社移転を目的とし、10月に土地及び建物を購入し、改修工事の方針を決定（12月）
- ・備品管理システム「蔵番長（くらばんちょう）」を提供開始（1月）
- ・取引先モニタリングツール「e-管理ファイル」機能強化（2月）
- ・与信判断サポートサービス「e-与信ナビ」に「注目度表示機能」を追加（3月）
- ・当連結会計年度に発表したリスモン調べ
  - 「世界に誇れる日本企業」調査結果（4月）
  - 「独創性を感じる日本企業」調査結果（5月）
  - 「100年後も生き残ると思う日本企業」調査結果（7月）
  - 「RM会員アンケート」調査結果（7月）
  - 「海外取引・進出に関する動向」調査結果（8月）
  - 「金持ち企業ランキング」調査結果（9月）
  - 「経営者のイメージが強いと感じる日本企業」調査結果（10月）
  - 「この企業に勤める人と結婚したいランキング」調査結果（11月）
  - 「お子さん/お孫さんに勤めてほしい企業」調査結果（12月）
  - 「10年間高格付を維持している優良企業」調査結果（1月）
  - 「仕事・会社に対する満足度」調査結果（2月）
  - 「就職したい企業・業種ランキング」調査結果（3月）

その結果、売上高につきましては、与信管理サービス等が堅調に推移したこと、BPOサービスが回復基調にあることや大型案件を受注したこと等により順調に推移し、2,599,889千円（前年同期比106.1%）となりました。

営業利益につきましては、利益率の高いASP・クラウドサービスの売上高が堅調に推移したことや、前期に実施した先行投資の効果等もあり前年同期を6,871千円上回り、241,255千円（前年同期比102.9%）となりました。経常利益につきましては、前期に保険解約返戻金28,259千円があったこと等から前年同期に比べ13,608千円減少し、267,398千円（前年同期比95.2%）となりました。当期純利益につきましては、平成27年5月の本社移転に伴い、当連結会計年度において特別損失を67,395千円計上したこと等から前年同期を13,042千円下回り、149,675千円（前年同期比92.0%）となりました。

当連結会計年度の業績は次のとおりです。

|           | 前連結会計年度<br>（平成25年4月1日から<br>平成26年3月31日まで） |         | 当連結会計年度<br>（平成26年4月1日から<br>平成27年3月31日まで） |         | 前年同期比<br>（%） |
|-----------|------------------------------------------|---------|------------------------------------------|---------|--------------|
|           |                                          | 対売上比（%） |                                          | 対売上比（%） |              |
| 売上高（千円）   | 2,451,189                                | 100.0   | 2,599,889                                | 100.0   | 106.1        |
| 営業利益（千円）  | 234,384                                  | 9.6     | 241,255                                  | 9.3     | 102.9        |
| 経常利益（千円）  | 281,007                                  | 11.5    | 267,398                                  | 10.3    | 95.2         |
| 当期純利益（千円） | 162,717                                  | 6.6     | 149,675                                  | 5.8     | 92.0         |

（注）上記の金額には消費税等は含まれておりません。

業容拡大への対応、グループ機能の集約による効率的な業務運営の実現、固定費の削減を図るため、平成27年5月の本社移転を目的とし、当連結会計年度において土地及び建物を購入（656,746千円）し、改修工事を実施（365,744千円）しております。本件に伴い、当連結会計年度において販売費及び一般管理費に原状回復費用3,987千円、特別損失67,395千円（建物附属設備の減損損失28,984千円及び本社移転費用38,410千円）を計上いたしました。

- ① セグメント別の業績について  
セグメント別の売上高につきましては、セグメント間取引消去前の売上高で記載しております。

ア) 与信管理サービス等について

当連結会計年度の与信管理サービス等の売上高の合計は1,505,158千円（前年同期比100.8%）、セグメント利益は144,415千円（前年同期比105.8%）となりました。

売上高はほぼ前年同期並みだったものの、利益率の高いASP・クラウドサービスが堅調に推移したことと、前期に実施した先行投資の効果等によってセグメント利益が順調に推移しました。

与信管理サービス等の売上高をサービス分野別に示すと、次のとおりであります。

| セグメント         | サービス分野別                  |                                      | 当連結会計年度<br>(平成26年4月1日から<br>平成27年3月31日まで) | 前年同期比<br>(%) |
|---------------|--------------------------|--------------------------------------|------------------------------------------|--------------|
| 与信管理<br>サービス等 | ASP・クラウドサービス（千円）<br>（注）2 |                                      | 1,279,091                                | 101.2        |
|               | コンサル<br>ティング<br>サービス     | ポートフォリオサービス及<br>びマーケティングサービス<br>（千円） | 154,242                                  | 97.5         |
|               |                          | その他（千円）（注）3                          | 71,824                                   | 100.5        |
|               |                          | コンサルティングサービス<br>売上高合計（千円）            | 226,066                                  | 98.4         |
|               | 与信管理サービス等売上高合計<br>（千円）   |                                      | 1,505,158                                | 100.8        |

（注）1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社が独自に開発したシステム「RM2 Navi System」を利用して、企業信用情報提供会社の有する約260万社の企業情報の信用力を定量化し、インターネット経由で与信情報を提供するサービス
3. 「金融サービス」等を含むその他のサービス

i) A S P ・クラウドサービス

既存の取引先企業を管理するサービスの利用件数が低調だったものの、新規の取引先企業を分析するサービスの利用が好調だったことに伴い、与信管理サービス等のA S P ・クラウドサービスの売上高は前年同期を上回り1,279,091千円（前年同期比101.2%）となりました。

与信管理サービス等の会員数の推移（累計）は、次のとおりであります。

| 回次        | 第13期    | 第14期    | 第15期    |
|-----------|---------|---------|---------|
| 決算年月      | 平成25年3月 | 平成26年3月 | 平成27年3月 |
| 会員数（注）    | 4,720   | 4,820   | 5,055   |
| （内、提携会員数） | （1,690） | （1,745） | （1,898） |

（注）インターネット等を介して与信管理サービスを利用できる会員及び提携先とのサービス相互提携を行う提携会員の合計

ii) コンサルティングサービス

ポートフォリオサービスの受注単価は上がったものの、受注件数が前期ほど伸びず、ポートフォリオサービス及びマーケティングサービスの売上高は154,242千円（前年同期比97.5%）となりました。また、金融サービス等を含むその他の売上高が71,824千円（前年同期比100.5%）と前年同期並みで、コンサルティングサービスの売上高の合計は226,066千円（前年同期比98.4%）となりました。

イ) ビジネスポータルサイト（グループウェアサービス等）について

当連結会計年度のビジネスポータルサイト（グループウェアサービス等）の売上高の合計は520,002千円（前年同期比96.1%）、セグメント利益は123,858千円（前年同期比89.2%）となりました。

ディスク容量の利用が堅調に推移したものの、大口ユーザーの退会があり、売上高は前年同期と比べ減少いたしました。また、固定費の削減を目的にデータセンターを移転したことに伴い一時費用を計上したこと等から、セグメント利益は前年同期を下回りました。

ビジネスポータルサイト（グループウェアサービス等）の売上高をサービス分野別に示すと、次のとおりであります。

| セグメント                     | サービス分野別                            | 当連結会計年度<br>（平成26年4月1日から<br>平成27年3月31日まで） | 前年同期比<br>（%） |
|---------------------------|------------------------------------|------------------------------------------|--------------|
| ビジネスポータルサイト（グループウェアサービス等） | A S P ・クラウドサービス（千円）<br>（注）2        | 468,686                                  | 96.7         |
|                           | その他（千円）（注）3                        | 51,316                                   | 91.3         |
|                           | ビジネスポータルサイト（グループウェアサービス等）売上高合計（千円） | 520,002                                  | 96.1         |

（注）1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. インターネットを活用したグループウェアを中心として提供する中堅・中小企業向けビジネスポータルサイト「J-MOTTO（ジェイモット）」を利用できる会員向けサービス

3. ホスティングサービス等を含むその他のサービス

また、ビジネスポータルサイトの会員数及びユーザー数の推移（累計）は次のとおりであります。

| 回次       | 第13期      | 第14期      | 第15期      |
|----------|-----------|-----------|-----------|
| 決算年月     | 平成25年 3 月 | 平成26年 3 月 | 平成27年 3 月 |
| 会員数（ID数） | 3,564     | 3,330     | 3,191     |
| ユーザー数    | 128,278   | 125,609   | 123,625   |

（注）インターネットを活用したグループウェアを中心として提供する中堅・中小企業向けビジネスポータルサイト「J-MOTTO（ジェイモット）」を利用できる会員及びユーザー数

#### ウ）BPOサービスについて

当連結会計年度のデジタルデータ化サービス等を中心としたBPOサービスの売上高の合計は499,124千円（前年同期比151.0%）、セグメント損失は15,315千円（前年同期はセグメント損失15,187千円）となりました。

主力のデジタルデータ化等BPOサービスが回復基調にあることや、大型案件を受注したこと等により売上高が前年同期に比べ増加しました。一方で、粗利率の低い案件があったこと、グループのコストセンター機能としてコストを負担していること等から、セグメント損失となりました。

BPOサービスの売上高をサービス分野別に示すと、次のとおりであります。

| セグメント                | サービス分野別                  | 当連結会計年度<br>(平成26年4月1日から<br>平成27年3月31日まで) | 前年同期比<br>(%) |
|----------------------|--------------------------|------------------------------------------|--------------|
| BPO<br>サービス<br>(注) 2 | デジタルデータ化等BPOサービス<br>(千円) | 499,124                                  | 151.0        |

（注）1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. ビジネス・プロセス・アウトソーシング（BPO）サービス

#### エ）その他サービスについて

当連結会計年度の教育関連事業等を含むその他サービスの売上高は174,862千円（前年同期比109.3%）、セグメント損失は2,966千円（前年同期はセグメント損失17,697千円）となりました。

当連結会計年度の教育関連事業は、集合研修等一部サービスの利用が不調だったものの、定額制の社員研修サービス「サイバックスUniversity」の会員数が1,008会員となり堅調に推移いたしました。

また、利墨（上海）商務信息咨询有限公司（リスクモンスターチャイナ）が運営する中国におけるグループウェアサービス等の会員数は839会員となりました。

その他のセグメントの売上高をサービス分野別に示すと、次のとおりであります。

| セグメント | サービス分野別                      | 当連結会計年度<br>(平成26年4月1日から<br>平成27年3月31日まで) | 前年同期比<br>(%) |
|-------|------------------------------|------------------------------------------|--------------|
| その他   | 「教育関連事業」等を含む<br>その他サービス (千円) | 174,862                                  | 109.3        |

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

## ② 会員数について

当連結会計年度末の会員数は、与信管理サービス等が5,055会員、ビジネスポータルサイトが3,191会員、その他会員が1,847会員、合計10,093会員となりました。会員数の推移(累計)を示すと、次のとおりであります。

| 回次                                  | 第11期    | 第12期    | 第13期    | 第14期    | 第15期    |
|-------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 決算年月                                | 平成23年3月 | 平成24年3月 | 平成25年3月 | 平成26年3月 | 平成27年3月 |
| 与信管理サービス等 (注) 1                     | 3,488   | 4,400   | 4,720   | 4,820   | 5,055   |
| ビジネスポータルサイト<br>(グループウェアサービス等) (注) 2 | 3,955   | 3,788   | 3,564   | 3,330   | 3,191   |
| その他 (注) 3                           | —       | —       | 563     | 1,615   | 1,847   |
| 会員数合計                               | 7,443   | 8,188   | 8,847   | 9,765   | 10,093  |

(注) 1. インターネット等を介して与信管理サービスを利用できる会員及び提携先とのサービス相互提携を行う提携会員の合計

2. インターネットを活用したグループウェアを中心として提供する中堅・中小企業向けビジネスポータルサイト「J-MOTTO (ジェイモット)」を利用できる会員

3. 定額制の社員研修サービス「サイバックスU n i v .」または中国におけるグループウェアサービス等を利用できる会員

4. 会員数は当社に登録されているID数

なお、上記においては重複登録している会員が一部おります。

## (2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は1,308,277千円であり、その主な内容は、平成27年5月の本社移転を目的とした土地及び建物の購入、改修工事、並びにサービス基幹ソフトウェアの増強等であります。

## (3) 資金調達状況

当連結会計年度中に、平成27年5月の本社移転を目的とした土地及び建物の購入、改修工事に伴い、金融機関より長期借入金として6億円の調達を行いました。

## (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

## (5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況  
該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況  
該当事項はありません。

## 2. 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### (1) 企業集団の財産及び損益の状況

| 区 分        | 平成23年度<br>第12期 | 平成24年度<br>第13期 | 平成25年度<br>第14期 | 平成26年度<br>第15期<br>(当連結会計年度) |
|------------|----------------|----------------|----------------|-----------------------------|
| 売上高        | 2,485,635千円    | 2,432,010千円    | 2,451,189千円    | 2,599,889千円                 |
| 経常利益       | 218,449千円      | 252,417千円      | 281,007千円      | 267,398千円                   |
| 当期純利益      | 117,526千円      | 131,795千円      | 162,717千円      | 149,675千円                   |
| 1株当たり当期純利益 | 3,015円90銭      | 33円82銭         | 40円40銭         | 36円45銭                      |
| 総資産        | 3,660,210千円    | 3,872,562千円    | 4,147,143千円    | 4,842,094千円                 |
| 純資産        | 3,305,792千円    | 3,493,340千円    | 3,792,556千円    | 3,851,582千円                 |
| 1株当たり純資産額  | 83,960円03銭     | 885円47銭        | 891円16銭        | 933円20銭                     |

(注) 1. 当社は、平成24年10月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。

2. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。

4. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数に基づき算出しております。

## (2) 当社の財産及び損益の状況

| 区 分        | 平成23年度<br>第12期 | 平成24年度<br>第13期 | 平成25年度<br>第14期 | 平成26年度<br>第15期<br>(当事業年度) |
|------------|----------------|----------------|----------------|---------------------------|
| 売 上 高      | 1,536,441千円    | 1,551,580千円    | 1,645,897千円    | 1,662,806千円               |
| 経 常 利 益    | 117,775千円      | 174,813千円      | 158,079千円      | 134,997千円                 |
| 当 期 純 利 益  | 63,860千円       | 84,310千円       | 99,257千円       | 70,705千円                  |
| 1株当たり当期純利益 | 1,638円74銭      | 21円64銭         | 24円64銭         | 17円22銭                    |
| 総 資 産      | 3,186,412千円    | 3,349,791千円    | 3,553,688千円    | 4,149,560千円               |
| 純 資 産      | 2,988,037千円    | 3,107,075千円    | 3,333,031千円    | 3,299,717千円               |
| 1株当たり純資産額  | 76,541円85銭     | 796円55銭        | 792円46銭        | 810円02銭                   |

- (注) 1. 当社は、平成24年10月1日付で株式1株につき100株の株式分割を行っております。第13期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。
3. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
4. 1株当たり純資産額は、期末発行済株式数に基づき算出しております。

## 3. 重要な親会社及び子会社の状況

### (1) 親会社の状況

該当事項はありません。

### (2) 重要な子会社の状況

| 会社名                | 資本金      | 当社の議決権比率           | 主な事業内容                                      |
|--------------------|----------|--------------------|---------------------------------------------|
| リスモン・マッスル・データ株式会社  | 30,000千円 | 100.0%             | マーケティング業務の効率化及びデジタルデータ化ソリューションによるBPO事業      |
| 日本アウトソース株式会社       | 30,000千円 | 100.0%<br>(100.0%) | 同上                                          |
| リスモン・ビジネス・ポータル株式会社 | 30,000千円 | 95.0%              | 中堅・中小企業向けビジネスポータルサイト「J-MOTTO（ジェイモット）」事業の運営他 |
| サイバックス株式会社         | 30,000千円 | 91.9%              | eラーニングシステム及び学習コースの開発・販売他                    |
| 利墨（上海）商務信息咨询有限公司   | 50,000千円 | 80.0%<br>(80.0%)   | 中国におけるグループウェアサービス等                          |

(注) 議決権比率の（ ）は間接保有比率であります。

#### 4. 中長期的な経営戦略及び対処すべき課題

##### (1) 第4次中期経営計画（2014～2015年度）

当社グループは、「顧客を大切に共に繁栄しよう」並びに「プロフェッショナルリズムを繁栄の源泉にしよう」を企業理念に置き、事業を取り巻く厳しい環境を踏まえ、平成23年度から平成27年度までの長期ビジョンの達成に向けたマイルストーンとして、平成26年4月に2ヶ年計画「第4次中期経営計画（2014～2015年度）」をスタートいたしました。今後も引き続き、社会的貢献及び企業価値の源泉を十分に理解し、短期的な収益の確保のみならず中長期的な視野に立ち、以下に掲げる全体的な基本方針並びに事業別の基本方針に沿った取り組みを遂行していくことで、当社を支える様々な関係者を含んだ当社の本源的な企業価値及び株主共同の利益を継続的に維持・向上させてまいります。

なお、全体的な基本方針と事業別の基本方針に大きな変更はありません。

##### (全体的な基本方針)

###### ① 事業規模について

既存事業の安定的な成長に加えて国内外の事業投資を拡大し、安定的な事業規模を目指します。

###### ② 投資について

営業キャッシュ・フロー内での運用の中で既存サービスの品質及び顧客満足度を高める投資やセキュリティ強化の投資を行うとともに、新サービスに積極的に投資してまいります。

###### ③ 資本業務提携について

当社グループの中長期的戦略に合致し、企業価値向上に資することが見込まれる案件につきまして、引き続き資本業務提携を検討してまいります。

###### ④ 配当について

当社は、当連結会計年度において1株当たり9円（1単元当たり900円）の配当を実施する予定です。今後も、配当性向20%以上を目安に安定的な配当を目指してまいります。

##### (事業別の基本方針)

###### ① 与信管理サービス事業

BPOサービス事業での業務請負運営ノウハウ及びシステムの管理運営ノウハウを総合し、会社設立来標榜している「あなたの会社のe-審査部」（与信管理アウトソーシング事業）への足がかりといたします。収益性の安定成長を最優先課題とし、独自データベースの構築やソフトウェア投資水準の適正化により固定費を圧縮することで、限界利益率の向上を図ります。

###### ② ビジネスポータル事業

事業の核であるグループウェアは広く一般的に利用されているソフトウェア及びハードウェアとの連携を強化することで安定成長を目指します。また、ポータル事業としての深化と強化を実現し、サービスの浸透度を深めてまいります。

③ BPOサービス事業

国内外センターのそれぞれの役割を明確にし、グループ連携と採算管理を徹底することで、グループ全体のコスト削減に貢献いたします。また、業務請負サービスでのシナジーを追求してまいります。

④ その他事業

新規開発投資の再開及び事業の挺入れを行い、継続的に利益が出る事業基盤づくりに注力いたします。

(2) 対処すべき課題

当社は、「顧客を大切にしてい共に繁栄しよう」を企業使命として、事業を通じて、取引先の満足度を高め、多様化するニーズに対して、「プロフェッショナルな商品及びサービスを提供」し続ける企業を目指しております。

当連結会計年度において、当社グループが対処すべき課題について、従来から推進してきた方向性においての重要な変更はございません。当社グループは、短期的な収益の確保のみならず中長期的な視野に立ち、当社を支える様々な関係者を含んだ当社の本源的な企業価値及び株主共同の利益を継続的に維持・向上させるために、事業別に戦略的取り組みを実施することで中長期的な経営戦略を具現化し企業価値を高めるとともに、様々なリスク要因の経営への影響を最小化すべく、引き続き是正及び予防措置を講じてまいります。

当社グループが従来より取り組んでおります課題は以下のとおりであります。

① 会員に対するサービスの浸透度合いについて

当社は、入会後の会員に対するサービスの浸透度合いを高めていくことが重要であると認識しております。

その実現に向けた取り組みとして、既存サービスへの追加投資を行い顧客満足度を高める等サービスの一層の拡充を図る施策を行うと同時に、既会員企業と緊密な関係構築を行う専門部隊を増員し対応してまいります。

② システム障害の防止と対応について

当社グループの業務及び提供するサービスは、独自に開発したシステム「RM2 Navi System」によって大部分が運営されております。

このシステムの安定的運用が経営上最も重要であると認識しております。

具体的には、効率的なキャパシティ管理、二重化構成、24時間監視、バックアップシステム等の施策を行うことにより、かかる障害の発生に伴う混乱及び損害発生等の軽減に努めております。

さらに、障害発生時の緊急時対応計画手順書及び事業継続計画の整備や復旧訓練を実施しております。

③ 低コスト構造の維持

当社は、独自に開発したシステム「RM2 Navi System」と少数精鋭による効率的な業務運営に努めております。今後も当社は、業務拡大に伴うシステム投資や人員補強等の経営資源の増強を行うことが必要となりますが、引き続きグループ内での業務フローの共通化を進め、少数精鋭による低コストオペレーションを維持し、収益獲得のための体制をさらに強化してまいります。

## 5. 主要な事業内容（平成27年3月31日現在）

当社グループの主要なサービスは次のとおりであります。

| セグメント         | サービス分野別      |             | サービス内容                                                                                                                                                                    |
|---------------|--------------|-------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 与信管理<br>サービス等 | ASP・クラウドサービス | eー与信ナビ      | 国内最大級の企業DBと倒産企業DBを分析し、企業の信用力を表す指標「RM格付」（注1）と、会員企業の財務体力を考慮した「RM与信限度額」（注2）等、与信意思決定に有効となる具体的な指標を提供するサービスです。新規取引や既存取引先との取引可否を的確にかつスピーディーに判断するためのツールです。                        |
|               |              | eー管理ファイル    | 継続的に与信が発生する取引先を登録し、一括動態管理等を行うツールです。登録企業の信用状況及び企業データに変更があった場合に、電子メールにてアラーム通知するモニタリング機能（注3）が特長です。取引先の信用力の変化をクラウド型システムで効率的に常時把握することで機動的な債権保全が可能となります。                        |
|               |              | 営業支援サービス    | 企業データベースから、所在地や業種、資本金、「RM格付」等の検索条件を指定し、マーケティングリストを作成するサービスです。企業データベースの中から優良企業を選別し、効率的な営業活動が可能となります。                                                                       |
|               |              | その他         | 社内システムとRM企業DBを連携し一元管理できるクラウドサービス、「RM格付」が付いた国内、海外企業の信用調査レポートサービス、財務分析サービス、社内規程や契約書式集等実務に役立つ「eー企業実務サポート」等があります。                                                             |
|               | コンサルティングサービス | ポートフォリオサービス | 取引先全体のリスク構成を、「RM格付」や「RM与信限度額」等当社独自の各指標を駆使し、低コストかつ短期間で分析するサービスです。与信リスクを定量化することで、リスクの所在が可視化され、取引先の全体分析や条件の見直しが可能です。                                                         |
|               |              | マーケティングサービス | 既存顧客、商圏を当社独自の各指標で分析し、営業支援を行うサービスです。                                                                                                                                       |
|               |              | 金融サービス      | 「RM格付」と連動した保証限度額・保証料率が設定される信用保証サービスや取引信用保険等の債権保全サービスが「Secured Monster」サービスです。債権の回収が不安な取引先を1社単位・1契約単位で保証を掛けることが可能です。「RM格付」という統一した債権評価基準を保有することで、より具体的な債権保全のマネジメントが可能となります。 |
|               |              | その他         | 「RM格付」や「RM与信限度額」等当社サービスを活用して、会員企業に合わせた与信管理ルールや業務フローの構築等をサポートするサービス、社内啓蒙を目的とした研修サービス等も実施しています。                                                                             |

| セグメント                     | サービス分野別          |             | サービス内容                                                                                                                                                                                                            |
|---------------------------|------------------|-------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| ビジネスポータルサイト(グループウェアサービス等) | ASP・クラウドサービス     | グループウェアサービス | スケジュールや会議室の管理等、社内の情報を共有し、業務の効率化を図るグループウェアやワークフロー等を提供するビジネスポータルサイト「J-MOTTO(ジェイモット)」を運営しております。ASP版勤怠管理システム「タイムレコーダー」、給与データベースをウェブ上で一括管理できる「Web給与明細サービス」等もあります。                                                      |
|                           | その他              |             | ホームページの公開やメールの送受信に必要なサーバーの機器や領域を貸し出すホスティングサービス等があります。自社運営に比べ大幅なコスト削減と手間の軽減を実現いたします。                                                                                                                               |
| BPOサービス                   | デジタルデータ化等BPOサービス |             | 自社内にノウハウが少ない分野や付帯的な業務を請け負うのがBPOサービスです。自社の中核事業に注力することが可能になるだけでなく、固定費の削減に貢献します。特にマーケティング業務の効率化及びデジタルデータ化ソリューションによるデジタルデータ化サービスが特長で、情報をスピーディーにデジタルデータ化し分析する他、ダイレクトマーケティングやデータベースマーケティングのためにデータを整備する「データクレンジング」も行います。 |
| その他サービス                   | 教育関連事業等その他のサービス  |             | 定額制の社員研修サービス「サイバックスUniv.」、eラーニングサービス及び集合研修サービス等の教育関連事業、並びに中国におけるグループウェアサービスや与信管理サービス等であります。                                                                                                                       |

(注1) RM格付

当社では、企業を大きくA～Fの6段階に格付し、さらにE格及びF格をE1、E2、F1、F2、F3にそれぞれ細分化し、合わせて9段階の格付情報を会員に提供しております。この格付は、過去の倒産実績に裏付けられた独自指標であり、A格の企業は倒産確率が低い、つまり倒産しにくい企業、逆にF格の企業は倒産確率が高い、つまり倒産しやすい企業といえます。定期的なデータ更新等によりロジックの補正を続けているのもRM格付の大きな特長です。

(注2) RM与信限度額

様々な与信限度の設定法が提唱されておりますが、当社ではそれらを複合させ、致命的なダメージを受けない与信限度額として、①会員企業の財務体力に応じた格付ごとの「基本許容金額」、②取引先の仕入債務のシェアを考慮した売込限度金額、さらに③会員企業の決裁権限に応じた決裁限度金額の3つを算出し、その最小値を「RM与信限度額」として提供しております。

(注3) モニタリング機能

当社では、会員企業に代わり取引先の信用状況変化や、企業信用情報の変更を把握し、電子メールやアラーム通知リストにて提供しております。

## 6. 主要な営業所及びデータセンター（平成27年3月31日現在）

### (1) 当社

| 名 称           | 所 在 地                                  |
|---------------|----------------------------------------|
| 本 社           | 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル1階               |
| 大 阪 支 社       | 大阪府大阪市中央区今橋2-5-8 トレードピア淀屋橋8階           |
| 名 古 屋 営 業 所   | 愛知県名古屋市中村区名駅4-23-13 名古屋大同生命ビル12階       |
| 九 州 営 業 所     | 福岡県福岡市博多区博多駅前4-4-15 博多駅前H44ビル4階        |
| デ ー タ セ ン タ ー | 東京都品川区※<br>※セキュリティ上の観点から詳細住所は省略しております。 |

### (2) 子会社

| 名 称                         | 所 在 地                    |
|-----------------------------|--------------------------|
| リスモン・マッスル・データ株式会社           | 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル1階 |
| 日本アウトソース株式会社                | 東京都渋谷区桜丘町8-18 プレム桜丘ビル2階  |
| リスモン・ビジネス・ポータル株式会社          | 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル1階 |
| サイバックス株式会社                  | 東京都千代田区大手町2-2-1 新大手町ビル1階 |
| 利墨（上海）商務<br>信 息 咨 詢 有 限 公 司 | 中国上海市                    |

## 7. 使用人の状況（平成27年3月31日現在）

### (1) 企業集団の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前 連 結 会 計 年 度 末 比 増 減 |
|---------|-----------------------|
| 96名     | 3名増                   |

（注）使用人数は就業人員（社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者は含まれておりません。

### (2) 当社の使用人の状況

| 使 用 人 数 | 前事業年度末比増減 | 平 均 年 齢 | 平 均 勤 続 年 数 |
|---------|-----------|---------|-------------|
| 67名     | 2名増       | 34.9歳   | 5.3年        |

（注）使用人数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者は含まれておりません。

## 8. 主要な借入先の状況（平成27年3月31日現在）

| 借 入 先      | 借 入 残 高   |
|------------|-----------|
| 株式会社りそな銀行  | 100,000千円 |
| 株式会社三井住友銀行 | 476,600千円 |

## Ⅱ. 会社の現況

### 1. 株式の状況（平成27年3月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 15,231,600株
- (2) 発行済株式の総数 4,202,700株
- (3) 株主数 3,188名
- (4) 大株主（上位10名）

| 株 主 名                                                    | 持 株 数    | 持 株 比 率 |
|----------------------------------------------------------|----------|---------|
| 株 式 会 社 東 京 商 工 リ サ ー チ                                  | 325,500株 | 8.00%   |
| 株 式 会 社 日 本 M & A セ ン タ ー                                | 269,500  | 6.62    |
| 藤 本 太 一                                                  | 139,000  | 3.41    |
| 和 田 成 史                                                  | 120,100  | 2.95    |
| 株 式 会 社 エ ヌ ア イ デ イ                                      | 120,000  | 2.94    |
| 株 式 会 社 S B I 証 券                                        | 111,700  | 2.74    |
| 株式会社オービックビジネスコンサルタント                                     | 100,000  | 2.45    |
| GOLDMAN SACHS INTERNATIONAL<br>(常任代理人 ゴールドマン・サックス証券株式会社) | 96,600   | 2.37    |
| テ ク マ ト リ ッ ク ス 株 式 会 社                                  | 88,800   | 2.18    |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）                                  | 75,700   | 1.86    |

- (注) 1. 当社は、自己株式を134,000株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を除外して計算しております。

### 2. 新株予約権等の状況

- (1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。

- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。

- (3) その他新株予約権等の状況

当事業年度中に発行した新株予約権

当社は、平成26年4月16日開催の取締役会において、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の向上に対する意欲や士気をより一層高めることを目的として、当社の取締役に対し有償にて新株予約権を発行することを決議いたしました。平成26年4月30日開催の取締役会において内容を確認し、平成26年5月1日付で新株予約権を発行しております。

(平成27年3月31日現在)

|                    |                   |                                   |
|--------------------|-------------------|-----------------------------------|
| 名称                 |                   | 第8回新株予約権                          |
| 新株予約権の数            |                   | 3,150個                            |
| 新株予約権の目的となる株式の種類と数 |                   | 普通株式 315,000株<br>(新株予約権1個につき100株) |
| 新株予約権の発行価額         |                   | 1個当たり500円                         |
| 新株予約権の行使時の払込金額     |                   | 1株当たり 522円                        |
| 新株予約権の行使期間         |                   | 平成26年5月2日から<br>平成31年5月1日まで        |
| 新株予約権の行使条件         |                   | (注)                               |
| 役員の<br>保有状況        | 取締役<br>(社外取締役を除く) | 保有者数 1名                           |
|                    |                   | 新株予約権の数 3,150個                    |
|                    |                   | 目的となる株式の数 315,000株                |
|                    | 社外取締役             | 保有者数 1名                           |
|                    |                   | 新株予約権の数 1個                        |
|                    |                   | 目的となる株式の数 1株                      |
|                    | 監査役               | 保有者数 1名                           |
|                    |                   | 新株予約権の数 1個                        |
|                    |                   | 目的となる株式の数 1株                      |

(注) 新株予約権の行使条件

1. 割当日から本新株予約権の行使期間の終期に至るまでの間に金融商品取引所における当社普通株式の平均株価（当日を含む直近の5営業日の終値平均値）が一度でも行使価額に30%を乗じた価格を下回った場合、新株予約権者は残存するすべての本新株予約権を行使期間の満期日までに行使しなければならないものとする。但し、次に掲げる場合に該当するときはこの限りではない。
  - ① 当社の開示情報に重大な虚偽が含まれることが判明した場合
  - ② 当社が法令や金融商品取引所の規則に従って開示すべき重要な事実を適正に開示していなかったことが判明した場合
  - ③ 当社につき上場廃止、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始その他これらに類する手続開始の申立があった場合、その他本新株予約権発行日において前提とされていた事情に大きな変更が生じた場合
  - ④ その他、当社が新株予約権者の信頼を著しく害すると客観的に認められる行為をなしたことが上記の当社普通株式の株価下落の主な原因であると明らかに認められる場合
2. 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。
3. 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授權株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
4. 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

### ３．会社役員の状況

#### (1) 取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

| 会社における地位  | 氏 名       | 担当及び重要な兼職の状況                                                                                                             |
|-----------|-----------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 代表取締役会長   | 菅 野 健 一   |                                                                                                                          |
| 代表取締役社長   | 藤 本 太 一   | リスモン・マッスル・データ株式会社代表取締役社長<br>リスモン・ビジネス・ポータル株式会社代表取締役社長<br>日本アウトソース株式会社代表取締役社長<br>サイバックス株式会社代表取締役会長<br>利墨（上海）商務信息咨询有限公司董事長 |
| 取 締 役     | 堀 龍 児     | 早稲田大学名誉教授<br>株式会社T&Dホールディングス社外取締役<br>株式会社トクヤマ社外監査役<br>阪和興業株式会社社外取締役<br>T M I 総合法律事務所顧問                                   |
| 常 勤 監 査 役 | 澁 谷 修 一   |                                                                                                                          |
| 監 査 役     | 鈴 木 龍 介   | 司法書士、行政書士<br>(司法書士法人鈴木事務所 代表社員)<br>株式会社エー・ディー・ワークス社外監査役                                                                  |
| 監 査 役     | 奥 村 正 太 郎 | ヤンマー株式会社社外監査役                                                                                                            |

- (注) １．取締役堀龍児氏は、社外取締役であります。  
 ２．監査役澁谷修一氏、鈴木龍介氏、奥村正太郎氏は、社外監査役であります。  
 ３．当社は、社外取締役堀龍児氏、社外監査役澁谷修一氏、鈴木龍介氏、奥村正太郎氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

#### (2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

| 役員区分             | 員数         | 報酬等の総額                 |
|------------------|------------|------------------------|
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 3名<br>(1名) | 67,449千円<br>(6,000千円)  |
| 監査役<br>(うち社外監査役) | 3名<br>(3名) | 10,800千円<br>(10,800千円) |
| 合計<br>(うち社外役員)   | 6名<br>(4名) | 78,249千円<br>(16,800千円) |

- (注) 株主総会の決議による取締役年間報酬限度額は200,000千円、監査役年間報酬限度額は36,000千円であります。（平成26年６月26日定時株主総会決議）

(3) 取締役及び監査役の報酬等の決定方針等

当社は、会社業績及び会社への貢献度を勘案し、従業員給与水準及び他社の報酬水準を参考にして、平成26年6月26日開催の定時株主総会で承認された報酬総額の範囲内において、役員別の報酬を決定しております。基本報酬はガイドラインに定めた役位別のポイントにより支給額を算出いたします。

また、当社は、平成25年6月27日開催の取締役会において、業績向上の意欲を高めるための施策として、取締役（社外取締役を除く。）に対する報酬について、従前の基本報酬に加え各事業年度を対象とする賞与として変動報酬（利益連動給与）を導入することを決議いたしました。変動報酬は、変動報酬控除前の連結当期純利益を指標とし、取締役の役職に応じたポイントにより支給額を算出いたします。なお、監査役会より次の算定方法は適正である旨の書面を受領しています。

（計算方法）

変動報酬

= 連結当期純利益 × 2% × 各取締役のポイント ÷ 取締役のポイント合計（注）

（注）取締役のポイント合計 = （各役職別のポイント × 役職別人数）の総和（取締役の役職別ポイント）

|              |    |
|--------------|----|
| 取締役会長        | 10 |
| 取締役社長        | 20 |
| 取締役副社長・専務取締役 | 10 |
| 常務取締役・取締役    | 8  |
| 使用人兼務取締役     | 5  |

（限度額）

5百万円

なお、社外取締役及び監査役につきましては、コーポレートガバナンスの要として経営の監視を行うため、月例定額報酬のみとしております。

#### (4) 社外役員に関する事項

##### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役堀龍児氏は、早稲田大学の名誉教授であり、株式会社T&Dホールディングス及び阪和興業株式会社の社外取締役、株式会社トクヤマの社外監査役並びにTMI総合法律事務所顧問であります。監査役奥村正太郎氏は、ヤンマー株式会社の社外監査役であります。それら重要な兼職先と当社との間には特別の関係はありません。監査役鈴木龍介氏は、当社が主に登記関連業務を委託している司法書士法人鈴木事務所の代表社員であり、過去に当社より委任報酬を受けており、今後も受ける予定がありますが、その報酬は少額であります。また、監査役鈴木龍介氏は株式会社エー・ディー・ワークスの社外監査役であります。当社との間に特別の関係はありません。

##### ② 当事業年度における主な活動状況

| 区 分   | 氏 名       | 主 な 活 動 状 況                                                                                                                        |
|-------|-----------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 取 締 役 | 堀 龍 児     | 当事業年度開催の取締役会のほばすべてに出席し、事業会社の経営者として、また、法律の専門家としての豊富な経験と見識に基づき、業務執行を行う経営陣から独立した客観的視点で、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するため適宜助言・提言を行っております。       |
| 監 査 役 | 澁 谷 修 一   | 当事業年度開催の取締役会及び監査役会のすべてに出席している他、常勤監査役として経営会議等重要な会議に出席し、金融機関での長年の業務経験及び事業会社の経営者としての豊富な経験と見識に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から、適宜必要な発言を行っております。 |
| 監 査 役 | 鈴 木 龍 介   | 当事業年度開催の取締役会及び監査役会のすべてに出席し、社外監査役として中立かつ客観的観点と主に司法書士としての専門的見地から、適宜必要な発言を行っております。                                                    |
| 監 査 役 | 奥 村 正 太 郎 | 当事業年度開催の取締役会及び監査役会のすべてに出席し、事業会社の経営者としての長年の豊富な経験と見識に基づき、社外監査役として中立かつ客観的観点から、適宜必要な発言を行っております。                                        |

##### ③ 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役並びに各社外監査役は、会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。当該責任限定契約の概要は、次のとおりであります。

- ・社外取締役または社外監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金100万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役または社外監査役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 名称

監査法人よつば総合事務所

##### (2) 報酬等の額

|                                     | 報 酬 等 の 額 |
|-------------------------------------|-----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額                 | 16,000千円  |
| 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 16,000千円  |

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

##### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

##### (4) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得た上で、または、監査役会の請求に基づいて、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることといたします。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、取締役会に、会計監査人の解任または不再任を株主総会の会議の目的とすることを請求いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役会全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(注) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、会計監査人の解任または不再任に関する議案の決定機関を、取締役会から監査役会に変更しております。なお、上記には当事業年度末日現在における方針を記載しております。

#### 5. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正性を確保するための体制を整備し、健全な業務執行のために「内部統制システム構築の基本方針」を制定し、同基本方針に従い内部統制整備を進めております。当該方針の内容は次のとおりであります。

##### (1) 取締役並びに使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、法令遵守はもとより、広く企業に求められる社会規範、倫理観を尊重し、公正で適切な経営を目指し、「リスクモンスターの企業理念」を定め、具体的な行動指針として「リスクモンスターの行動基準」を定めている。

リスクモンスターの企業理念

- (1) 顧客を大切に共に繁栄しよう。
- (2) プロフェッショナリズムを繁栄の源泉にしよう。

リスクモンスターの行動基準

- (1) 挑戦なくして成長あらず
- (2) 和して同せず
- (3) 着眼大局、着手小局
- (4) 備えよ 常に

取締役及び使用人が法令、定款及び社内規程を遵守し、倫理を尊重する行動ができるように、コンプライアンス委員会を中心にコンプライアンス体制の整備を促進するとともに、コンプライアンス上、疑義ある行為について取締役及び使用人が社外の通報窓口、または社外の弁護士及び専門家を通じて会社に通報できる内部通報制度を設けるとともに、通報者に不利益がないことを確保するものとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役はその職務の執行に係る取締役会議事録並びに稟議決裁書、重要文書（電磁的記録を含む）等は、「取締役会規程」及び「文書管理規程」に関する社内規程において、法定の保存期間以上の保存期間並びに保存責任部署を定め、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する体制とする。

管理ソリューション部は、その他各種会議体等の議事録、各部門における重要な書類の管理、保存について指導を行うとともに必要な規程の整備を図るものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業の目標達成を阻害するリスクを洗い出し、その発生可能性と影響度を評価し、それぞれについての社内規程ないし対応手順と主管部署を定め、損失発生を防ぐとともに発生時の損失極小化を図る。定められた社内規程や対応手順については、その実効性を確認・改善するとともに、事業環境の変化に伴って新たなリスクが生じる場合には、速やかにこれに対応する。

内部監査部は、リスク管理の状況を監査し、必要に応じて関係部署に対し改善提案を行う。監査結果は担当役員経由で代表取締役へ報告する他、監査役にも報告し、監査役及び内部監査部との相互連携の充実、強化に努める。

また、金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制システムの信頼性の確保については、内部監査部の下部組織として、内部統制評価委員会「Rismon Internal Control committee (R I C)」を設置する。R I Cは、財務報告に係る内部統制に関する手順・文書を定め、全社レベル並びに業務プロセスレベルの評価を実施する。

さらに当社の事業上、重要となる情報セキュリティ及びシステムオペレーション、ITに係るリスク・マネジメント体制を構築するために、担当役員を委員長としたIT戦略会議を設けリスクに対処する体制をとる。IT戦略会議では、リスク・マネジメントに関する目標・計画の策定、社内規程、是正措置、改善措置、事業継続計画等の承認を行う。これに基づきIT統括責任者は、IT利用とIT統制活動を行う環境を整備し、内部統制の品質向上に努める。また、同会議体は、リスクに応じた有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備し、下部組織として、以下の委員会を設け個別のリスクに対応する。

#### サービス向上委員会

サービス向上委員会は、サービスマネジメント方針を定め、サービスレベルを継続的に改善させるために、サービスマネジメントシステムの標準規格であるISO/IEC20000及び品質マネジメントシステムの標準規格であるISO9001の認証を取得し、実践的活用により、オペレーションリスクをコントロールするとともに、規則、マニュアル等を定めて、リスクの発生に備える。また、定期的なレビューと外部監査を受け、結果をIT戦略会議に報告する。

#### セキュリティ向上委員会

セキュリティ向上委員会は、情報セキュリティ基本方針に従い、これを周知徹底し、システム基盤強化や情報セキュリティ管理に関するマネジメントシステムの標準規格であるISO/IEC27001の認証及び個人情報保護マネジメントシステムのプライバシーマークを取得し、システムリスク及び情報漏えいのリスクをコントロールするとともに、規則、マニュアル等を定めて、リスクの発生に備える。また、定期的なレビューと外部監査を受け、結果をIT戦略会議及び経営会議に報告する。

#### (4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役の役割分担、各部署の職務分掌、指揮命令系統、権限並びに意思決定のルールを「組織分掌規程」、「組織および職務権限規程」等に明確に定め、効率化を図る。取締役会で決議すべき事項及び報告すべき事項は取締役会規程に明定し、毎月開催する他、その他の重要事項・分野の審議もしくは決定を行う機関として、経営会議の他、それぞれに対応する委員会等を設置する。

また、少人数の取締役会において、経営上の重要な意思決定を迅速に行い、職務執行の監視を行う。職務の執行は取締役が取締役会の決議に基づいて役割分担し、審議機関かつ業務執行機関である経営会議にて、業務執行の方針の承認を受け、方針に基づいた業務運営を行う。

業務の運営については、年度計画、中期経営計画を策定し、全体的な目標設定と部門別目標を設定し、その目標設定に向け具体策を決定し、実行する。

- (5) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社における業務の適正を確保するために、グループ行動基準を定め、コンプライアンス体制の構築に努める。子会社等の関係会社管理として、関係会社管理規程を作成し、子会社の状況に応じて必要な管理を行う。さらに、連結財務報告に係る内部統制評価の観点からも、グループ会社の業務プロセスの整備を行う。

- (6) 監査役の職務を補助する使用人、並びに、その取締役からの独立性に関する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合は、当社の使用人を任命し、同使用人は監査役の指示に従い職務を遂行するものとし、その評価には監査役の意見を参考にするものとし、人事異動には監査役会の同意を要するものとする。

- (7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役は、会社 zu 著しい損害を及ぼす事実が発生し、または、そのおそれのあるとき、直ちにこれを監査役会に報告する。また前記にかかわらず、監査役はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

また、監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程及び業務の執行状況を把握するため、経営会議や各種委員会に出席し、必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができることとする。

- (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、会計監査人、内部監査部、グループの監査役等と情報交換に努め、連携して当社及び当社グループの監査の実効性を確保するものとする。また、監査役会は職務の遂行に必要と判断したときは、前項に定めのない事項においても取締役会及び使用人並びに会計監査人等に対して報告を求めることができることとしている。

また、代表取締役は監査役と定期的に会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備状況、監査上の重要課題等について意見交換を行う。内部監査部は、効率的な監査役監査に資するよう監査役との相互連携の充実、強化に努める。

なお、上記には当事業年度末日現在における方針を記載しております。

## 6. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

### (1) 基本方針の内容

当社は、平成12年9月、我が国経済を支える中堅・中小企業を中心とした企業社会の公正な発展と経済の活性化に貢献するため、これまで明確な形で存在していなかった審査・与信管理業務のアウトソーシング市場を自ら開拓・確立すべく設立されました。「顧客を大切に共に繁栄しよう」並びに「プロフェッショナルリズムを繁栄の源泉にしよう」を企業理念に掲げ、設立以来、企業の経営に不可欠な与信管理をはじめとした企業のリスクマネジメントシステムを支える社会のインフラの一翼を担うことを使命に歩み続けてまいりました。

当社グループの事業内容は、①与信管理サービス事業、②ビジネスポータルサイト事業、③BPOサービス事業、④教育関連事業をはじめとするその他事業の4本に大別することができ、これらの事業を支える企業価値の源泉は、①国内最大級のデータベースと高いデータ分析力、②これまでの事業展開により培ってきた豊富な実績とノウハウ、③それらを継承するとともに、企業理念の実現に向けその一翼を担う当社従業員の存在、④各サービス事業を通じて得られた10,000を超える顧客企業様や取引先との信頼関係、⑤顧客企業様に間断なく高付加価値な情報を提供するため、「RM2 Navi System」や「J-MOTTO (ジェイモット)」等の安定的な稼働を支えるシステムインフラの開発・運用体制、⑥当社の既存基盤の強化や新規事業への拡大を経済的側面から支えるため、中長期的な投資を可能とする健全で強固な財務体質等にあり、こうした有形無形の経営資源が相互に結合することによって当社の企業価値が生み出されており、これらが中長期的に確保され、向上させられるのであれば、当社の企業価値・株主共同の利益は毀損されることとなります。従って、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、これらの点を十分に理解し、当社の企業価値及び株主共同の利益を中長期的に確保・向上していくことを真摯に目指す者でなければならないと考えております。

公開会社である当社の株式については、株主、投資家の皆様による自由な取引が認められている以上、当社としては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する判断は、最終的には当社株主の総意に基づき行われるべきものであると考えます。そして、当社は、当社株式について大規模な買付けがなされる場合であっても、これが当社の企業価値及び株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、当社株主の皆様を買収の提案の内容を検討するための十分な情報や時間を提供せずに行われる当社株券等の大量取得、買収提案及び株式の大規模な買付けの中には、その目的から見て当社の企業価値または株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、当社株主の皆様が当社株式等の売却を事実上強要するもの、被買収会社を買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものもあり得ます。

当社はこのような当社の企業価値または株主共同の利益に資さない大規模な買付け等を行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配することは不適切であり、このような者による大規模な買付けに対しては必要かつ相応な対抗措置を講じることにより、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保する必要があると考えます。

(2) 当社の基本方針の実現に資する取り組み

当社現経営陣は、次のとおり中長期的な経営計画の推進と、コーポレート・ガバナンスの充実の両面から、当社の企業価値及び株主共同の利益の向上に取り組んでおります。

① 企業価値向上等のための施策

(ア) 長期ビジョンについて

当社グループでは、設立から10年以上が過ぎ、グループの存在意義である企業理念に立ち返り、次のとおり、2015年までの長期ビジョンを制定いたしました。長期ビジョンをグループ全体で共有し、企業姿勢を明確に表明していくことで、一丸となって目標の達成に取り組み、株主の皆様や顧客企業様に支持され、永続的に発展し続けることを目指しております。

- a ホワイトカラーの高齢化、空洞化への対応の中で、顧客企業様が競争力を発揮できるようなサービスを提供し、頼られる企業を目指します。
- b 既存事業の収益を安定成長させながら、安定的な事業規模を目指します。
- c 海外事業、海外ネットワークを展開します。
- d 継続的な利益を確保すると同時に安定配当の基盤をつくります。

(イ) 中期経営計画について

上記の長期ビジョンの達成に向けたマイルストーンとして、平成26年に「第4次中期経営計画（2014～2015年度）」を策定し、鋭意取り組んでおります。

社会的貢献及び企業価値の源泉を十分に理解し、短期的な収益の確保のみならず中長期的な視野に立ち、以下に掲げる全体的な基本方針並びに事業別の基本方針に沿った取り組みを遂行していくことで、当社を支える様々な関係者を含んだ当社の本源的な企業価値及び株主共同の利益の向上に努めております。

なお、「第4次中期経営計画（2014～2015年度）」の詳細につきましては、前掲11頁「4. 中長期的な経営戦略及び対処すべき課題(1) 第4次中期経営計画（2014～2015年度）」に記載のとおりであります。

(ウ) コーポレート・ガバナンスの強化

当社は、法令遵守はもとより、広く企業に求められる社会規範、倫理観を尊重し、公正で適切な経営を目指し、直接の顧客企業様はもと

より株主をはじめとするステークホルダーの方々に対して社会的責任を全うすることを経営上の最大の目標としております。この目標達成の手段としてコーポレート・ガバナンスを捉え、経営の効率性、社会性の両面を総合的に判断し、迅速に対応できる企業統治体制の構築に努めております。

当社の財務及び事業活動等の経営に関する業務は、当社の最高意思決定機関である株主総会において、当社株主の総意で信任された取締役がこれを執り行っております。当社取締役会は社外取締役1名を含む3名で構成され、迅速な経営の意思決定と機動的な業務執行が可能な状態にあり、取締役の役割・責任も明確化が図られております。また、監査役監査については3名全員の監査役が社外監査役であり、取締役会はもとより、その他重要会議にも出席し、取締役の職務執行状況を監査するとともに、会計監査人とも緊密な連携を保ち、監査の透明性、客観性を高めた監査を実施することにより、業務の適正性を確保しております。

また、当社は、一般株主と利益相反の生じるおそれがないものとして東京証券取引所の定める基準に適合する社外取締役1名及び社外監査役3名を独立役員として選任し、一般株主の利益が害されることがないよう、独立性の高い役員による当社経営に対する監視・監督機能を強化し、経営の健全性及び意思決定のプロセスの透明性を高め、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図っております。

なお、本定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことを条件として、平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」（平成26年6月27日法律第90号）により新たに創設された「監査等委員会設置会社」に移行することとしております。これにより、取締役会の監督機能をより一層強化し、社外取締役の比率を高めるとともに、監督と業務執行を分離し迅速な意思決定を実現することで、当社のコーポレート・ガバナンスの更なる充実を図る予定です。

② 不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、上記の基本方針を実現するための取り組みとして、当社との合意がないままに、当社経営権の取得や支配権の変動あるいは当社の財務及び事業活動の支配または影響力の行使を目的として、当社が発行者である株券等（以下「当社の株券等」という。）を15%以上取得し保有者となる行為またはその提案（以下「大量買付け」といい、大量買付けを行う者を「大量買付け者」という。）が、大量買付け者によって行われる場合に、当該大量買付けに関する当社株主の皆様の意思を公正で透明性の高い手続きを通じて適正に確認するために、平成25年5月8日開催の取締役会において「当社が発行者である株式等の大量買付けに関する規則（買収防衛策）」（以下「現行本規則」という。）を継続することにいたしました。

大量買付けが行われる場合に、当社株主の皆様のご意思を適正に反映させるためには、まず当社株主の皆様が適切な判断を行うことができる状況を確保する必要があります。そのためには、当社取締役会が当該大量買付けについて迅速かつ誠実な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を含む。）を提供する必要があるものと考えております。また、他方で、大量買付けが行われた際に、その時点における当社取締役の自己保身等の恣意的判断が入ることを防ぐために、当社株主の皆様のご意思を確認するための手続きや当社取締役会によって対抗措置が発動される場合の手続き等をあらかじめ明確化しておくことも必要であると考えております。

そこで現行本規則においては大量買付けが行われた場合に大量買付け者や当社取締役会が遵守すべき手続き、当社株主の皆様のご意思を確認するための手続き等について、具体的に定めております。

現行本規則については、平成25年6月27日開催の第13回定時株主総会（以下「前定時株主総会」という。）における株主の皆様のご承認に基づき継続されており、その有効期間を前定時総会終結後より2年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとしております。

（ご参考）

なお、上記のとおり、現行本規則は本総会終結の時をもって失効するため、当社は平成27年5月12日開催の当社取締役会において、本総会第8号議案における株主の皆様のご承認を条件に、現行本規則に一部日付等の記載の変更及び手続き明確化のための修正を行った上で、「当社が発行者である株式等の大量買付けに関する規則」（以下変更後の規則を「本規則」という。）として継続することを決議し、その旨公表いたしました。本規則の詳細につきましては、59頁～79頁、または平成27年5月12日付当社プレスリリース「「当社が発行者である株式等の大量買付けに関する規則（買収防衛策）」の継続に関するお知らせ」（当社ウェブサイト（アドレス：<http://www.riskmonster.co.jp>）に掲載）をご覧ください。

(3) 当社の基本方針の実現に資する取り組みに対する取締役会の判断及び判断理由

① 企業価値向上等のための施策について

当社の企業価値及び株主共同の利益の確保・向上のためには、顧客企業様を増加させていくことによる持続的成長の実現が必要不可欠であり、それを実現させるためにはインフラ整備等のための健全で強固な財務体質の断続的維持も重要と考えられることから、前述の中長期的な経営戦略を策定し遂行に努めております。また、コーポレート・ガバナンスは、経営の効率性・社会性の両面を総合的に判断し、迅速に対応するために重要であり、その強化に努めております。

これらの取り組みは、当社企業価値及び株主共同の利益を確保・向上させるものと考えております。

- ② 不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みについて

現行本規則は、大量買付けが行われた場合に、当社株主の皆様のご意思を適正に反映させるために、当社株主の皆様が適切な判断を行うことができる状況を確認するためのものです。その内容は、当社取締役会が当該大量買付けについて迅速かつ誠実な調査を行った上で、当社株主の皆様に必要なかつ十分な判断材料を提供すること、その時点における当社取締役の自己保身等の恣意的判断が入らないよう、当社とは独立した第三者である外部専門家との協議や助言に基づいて迅速かつ誠実に検討することなどの手続きをあらかじめ明確に定めるものです。

また、現行本規則は、前定時株主総会における株主の皆様のご承認に基づき制定・継続されており、その有効期間を前定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までと定められている上、(a) 当社の株主総会において、株主に対する新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた時、(b) 当社取締役会の決定により現行本規則の廃止が決定された時にも廃止することができ、株主の皆様のご意思が反映されるよう規定されております。

以上により、この取り組みは基本方針に沿うものであり、当社企業価値及び株主共同の利益の確保・向上に合致し、当社役員の地位の維持を目的とするものではないものと考えております。

## 7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、中間配当及び期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、当社の剰余金の配当の決定機関は、期末配当につきましては株主総会、中間配当につきましては取締役会であります。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当社は、平成23年3月期に初配当を実施して以来、増配を継続しております。当連結会計年度につきましては、当初の予定どおり1株当たり9円（1単元当たり900円）の配当を実施する予定です。

また、機動的な資本政策を実施することで資本効率の向上を図り、株主の皆様への利益還元を実現するため、当連結会計年度において自己株式（134,000株、76,362千円）を取得し、平成27年5月20日の取締役会において100,000株、60,000千円を上限とする自己株式の取得について決議いたしました。

当社は、株主の皆様への利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付け、今後も配当性向20%以上を目安に継続的かつ安定的な配当の実施を目指します。

# 連結貸借対照表

(平成27年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部     |           | 負 債 の 部           |           |
|-------------|-----------|-------------------|-----------|
| 流 動 資 産     | 2,554,387 | 流 動 負 債           | 441,300   |
| 現金及び預金      | 2,045,988 | 未 払 金             | 175,168   |
| 売 掛 金       | 342,935   | 1年内返済予定の<br>長期借入金 | 60,160    |
| 有 価 証 券     | 99,995    | リ ー ス 債 務         | 1,249     |
| 貯 蔵 品       | 8,549     | 未 払 法 人 税 等       | 73,893    |
| 繰延税金資産      | 19,531    | 賞 与 引 当 金         | 1,160     |
| そ の 他       | 39,371    | 本社移転費用引当金         | 30,200    |
| 貸倒引当金       | △1,985    | そ の 他             | 99,467    |
| 固 定 資 産     | 2,287,706 | 固 定 負 債           | 549,211   |
| 有形固定資産      | 1,103,924 | 長 期 借 入 金         | 516,440   |
| 建 物         | 94,199    | リ ー ス 債 務         | 3,620     |
| 器 具 備 品     | 69,591    | 繰 延 税 金 負 債       | 16,279    |
| 土 地         | 568,352   | 退職給付に係る負債         | 11,538    |
| リ ー ス 資 産   | 4,329     | そ の 他             | 1,332     |
| 建 設 仮 勘 定   | 367,451   | 負 債 合 計           | 990,511   |
| 無 形 固 定 資 産 | 530,006   | 純 資 産 の 部         |           |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 501,328   | 株 主 資 本           | 3,706,634 |
| そ の 他       | 28,677    | 資 本 金             | 1,155,993 |
| 投資その他の資産    | 653,775   | 資 本 剰 余 金         | 1,374,349 |
| 投資有価証券      | 551,858   | 利 益 剰 余 金         | 1,252,653 |
| そ の 他       | 102,050   | 自 己 株 式           | △76,362   |
| 貸倒引当金       | △132      | その他の包括利益累計額       | 90,268    |
| 資 産 合 計     | 4,842,094 | その他有価証券評価差額金      | 73,378    |
|             |           | 為替換算調整勘定          | 16,890    |
|             |           | 新 株 予 約 権         | 3,975     |
|             |           | 少 数 株 主 持 分       | 50,704    |
|             |           | 純 資 産 合 計         | 3,851,582 |
|             |           | 負 債 純 資 産 合 計     | 4,842,094 |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結損益計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目            | 金 額     |           |
|----------------|---------|-----------|
| 売上高            |         | 2,599,889 |
| 売上原価           |         | 1,278,622 |
| 売上総利益          |         | 1,321,267 |
| 販売費及び一般管理費     |         | 1,080,011 |
| 営業利益           |         | 241,255   |
| 営業外収益          |         |           |
| 受取利息           | 915     |           |
| 受取配当金          | 11,986  |           |
| 投資事業組合運用益      | 17,504  |           |
| その他の           | 192     | 30,599    |
| 営業外費用          |         |           |
| 支払利息           | 2,638   |           |
| 自己株式取得費用       | 612     |           |
| 為替差損           | 1,201   |           |
| その他の           | 2       | 4,456     |
| 経常利益           |         | 267,398   |
| 特別利益           |         |           |
| 投資有価証券売却益      | 60,582  |           |
| 新株予約権戻入益       | 159     | 60,742    |
| 特別損失           |         |           |
| 固定資産除却損        | 1,841   |           |
| 減損損失           | 28,984  |           |
| 本社移転費用         | 38,410  | 69,236    |
| 税金等調整前当期純利益    |         | 258,904   |
| 法人税、住民税及び事業税   | 129,320 |           |
| 法人税等調整額        | △24,342 | 104,977   |
| 少数株主損益調整前当期純利益 |         | 153,927   |
| 少数株主利益         |         | 4,252     |
| 当期純利益          |         | 149,675   |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                          | 株 主 資 本   |           |           |         |           |
|--------------------------|-----------|-----------|-----------|---------|-----------|
|                          | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 | 利 益 剰 余 金 | 自 己 株 式 | 株主資本合計    |
| 当連結会計年度期首残高              | 1,155,993 | 1,374,349 | 1,138,701 | －       | 3,669,043 |
| 当連結会計年度変動額               |           |           |           |         |           |
| 剰 余 金 の 配 当              |           |           | △35,722   |         | △35,722   |
| 当 期 純 利 益                |           |           | 149,675   |         | 149,675   |
| 自 己 株 式 の 取 得            |           |           |           | △76,362 | △76,362   |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) |           |           |           |         |           |
| 当連結会計年度変動額合計             | －         | －         | 113,952   | △76,362 | 37,590    |
| 当連結会計年度末残高               | 1,155,993 | 1,374,349 | 1,252,653 | △76,362 | 3,706,634 |

|                          | そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 |             |               | 新株予約権 | 少 数 株 主 持 分 | 純資産合計     |
|--------------------------|-----------------------|-------------|---------------|-------|-------------|-----------|
|                          | その他有価証券評価差額金          | 為 替 換 算 勘 定 | その他の包括利益累計額合計 |       |             |           |
| 当連結会計年度期首残高              | 64,489                | 11,741      | 76,230        | 2,559 | 44,722      | 3,792,556 |
| 当連結会計年度変動額               |                       |             |               |       |             |           |
| 剰 余 金 の 配 当              |                       |             |               |       |             | △35,722   |
| 当 期 純 利 益                |                       |             |               |       |             | 149,675   |
| 自 己 株 式 の 取 得            |                       |             |               |       |             | △76,362   |
| 株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額) | 8,889                 | 5,148       | 14,037        | 1,415 | 5,982       | 21,435    |
| 当連結会計年度変動額合計             | 8,889                 | 5,148       | 14,037        | 1,415 | 5,982       | 59,025    |
| 当連結会計年度末残高               | 73,378                | 16,890      | 90,268        | 3,975 | 50,704      | 3,851,582 |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(平成27年 3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部     |           | 負 債 の 部            |           |
|-------------|-----------|--------------------|-----------|
| 流 動 資 産     | 1,725,739 | 流 動 負 債            | 315,207   |
| 現金及び預金      | 1,306,871 | 未 払 金              | 128,707   |
| 売 掛 金       | 227,394   | 1年以内返済予定の<br>長期借入金 | 60,160    |
| 有 価 証 券     | 99,995    | リ ー ス 債 務          | 844       |
| 貯 蔵 品       | 6,735     | 未 払 法 人 税 等        | 52,143    |
| 前 払 費 用     | 30,192    | 前 受 金              | 10,179    |
| 繰延税金資産      | 17,626    | 預 り 金              | 10,163    |
| そ の 他       | 37,265    | 本社移転費用引当金          | 30,200    |
| 貸倒引当金       | △342      | そ の 他              | 22,808    |
| 固 定 資 産     | 2,423,820 | 固 定 負 債            | 534,636   |
| 有 形 固 定 資 産 | 1,065,577 | 長 期 借 入 金          | 516,440   |
| 建 物         | 90,215    | リ ー ス 債 務          | 3,620     |
| 器 具 備 品     | 35,507    | 繰 延 税 金 負 債        | 14,575    |
| 土 地         | 568,352   | 負 債 合 計            | 849,843   |
| リ ー ス 資 産   | 4,050     | 純 資 産 の 部          |           |
| 建 設 仮 勘 定   | 367,451   | 株 主 資 本            | 3,227,598 |
| 無 形 固 定 資 産 | 433,268   | 資 本 金              | 1,155,993 |
| 商 標 権       | 4,102     | 資 本 剰 余 金          | 1,374,349 |
| ソ フ ト ウ ェ ア | 416,333   | 資 本 準 備 金          | 718,844   |
| そ の 他       | 12,831    | その他資本剰余金           | 655,504   |
| 投資その他の資産    | 924,975   | 利 益 剰 余 金          | 773,617   |
| 投資有価証券      | 429,842   | その他利益剰余金           | 773,617   |
| 関係会社株式      | 304,786   | 繰越利益剰余金            | 773,617   |
| 関係会社長期貸付金   | 100,000   | 自 己 株 式            | △76,362   |
| 破産更生債権等     | 2         | 評価・換算差額等           | 68,143    |
| 長期前払費用      | 495       | 其他有価証券評価差額金        | 68,143    |
| 敷 金         | 81,380    | 新 株 予 約 権          | 3,975     |
| そ の 他       | 8,600     | 純 資 産 合 計          | 3,299,717 |
| 貸倒引当金       | △132      | 負 債 純 資 産 合 計      | 4,149,560 |
| 資 産 合 計     | 4,149,560 |                    |           |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(平成26年 4 月 1 日から)  
(平成27年 3 月31日まで)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額     |           |
|-----------------------|---------|-----------|
| 売 上 高                 |         | 1,662,806 |
| 売 上 原 価               |         | 746,321   |
| 売 上 総 利 益             |         | 916,484   |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | 807,456   |
| 営 業 利 益               |         | 109,027   |
| 営 業 外 収 益             |         |           |
| 受 取 利 息               | 1,912   |           |
| 有 価 証 券 利 息           | 114     |           |
| 受 取 配 当 金             | 9,461   |           |
| 投 資 事 業 組 合 運 用 益     | 17,504  |           |
| そ の 他                 | 170     | 29,163    |
| 営 業 外 費 用             |         |           |
| 支 払 利 息               | 2,581   |           |
| 自 己 株 式 取 得 費 用       | 612     |           |
| そ の 他                 | 0       | 3,194     |
| 経 常 利 益               |         | 134,997   |
| 特 別 利 益               |         |           |
| 投 資 有 価 証 券 売 却 益     | 60,582  |           |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 159     | 60,742    |
| 特 別 損 失               |         |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 159     |           |
| 減 損 損 失               | 28,984  |           |
| 本 社 移 転 費 用           | 38,410  | 67,554    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 128,184   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 81,991  |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △24,512 | 57,479    |
| 当 期 純 利 益             |         | 70,705    |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

# 株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から)  
(平成27年3月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本   |           |                |             |                                 |             |         | 自己株式      | 株主資本計<br>合 |
|-------------------------|-----------|-----------|----------------|-------------|---------------------------------|-------------|---------|-----------|------------|
|                         | 資 本 金     | 資 本 剰 余 金 |                |             | 利 益 剰 余 金                       |             |         |           |            |
|                         |           | 資本準備金     | そ の 他<br>資本剰余金 | 資本剰余金計<br>合 | その他利益<br>剰 余 金<br>繰越利益<br>剰 余 金 | 利益剰余金計<br>合 |         |           |            |
| 当 期 首 残 高               | 1,155,993 | 718,844   | 655,504        | 1,374,349   | 738,635                         | 738,635     | —       | 3,268,977 |            |
| 当 期 変 動 額               |           |           |                |             |                                 |             |         |           |            |
| 剰 余 金 の 配 当             |           |           |                |             | △35,722                         | △35,722     |         | △35,722   |            |
| 当 期 純 利 益               |           |           |                |             | 70,705                          | 70,705      |         | 70,705    |            |
| 自己株式の取得                 |           |           |                |             |                                 |             | △76,362 | △76,362   |            |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |           |           |                |             |                                 |             |         |           |            |
| 当期変動額合計                 | —         | —         | —              | —           | 34,982                          | 34,982      | △76,362 | △41,379   |            |
| 当 期 末 残 高               | 1,155,993 | 718,844   | 655,504        | 1,374,349   | 773,617                         | 773,617     | △76,362 | 3,227,598 |            |

|                         | 評 価 ・ 換 算 差 額 等            |                        | 新 株 予 約 権 | 純 資 産 合 計 |
|-------------------------|----------------------------|------------------------|-----------|-----------|
|                         | そ の 他 有 価 証 券<br>評 価 差 額 金 | 評 価 ・ 換 算<br>差 額 等 合 計 |           |           |
| 当 期 首 残 高               | 61,494                     | 61,494                 | 2,559     | 3,333,031 |
| 当 期 変 動 額               |                            |                        |           |           |
| 剰 余 金 の 配 当             |                            |                        |           | △35,722   |
| 当 期 純 利 益               |                            |                        |           | 70,705    |
| 自己株式の取得                 |                            |                        |           | △76,362   |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額(純額) | 6,649                      | 6,649                  | 1,415     | 8,065     |
| 当 期 変 動 額 合 計           | 6,649                      | 6,649                  | 1,415     | △33,314   |
| 当 期 末 残 高               | 68,143                     | 68,143                 | 3,975     | 3,299,717 |

(注) 金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年 5月13日

リスクモンスター株式会社

取締役会 御中

監査法人 よつば総合事務所

指 定 社 員 公認会計士 神 門 剛 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 高 屋 友 宏 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リスクモンスター株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リスクモンスター株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成27年 5 月 13 日

リスクモンスター株式会社

取締役会 御中

監査法人 よつば総合事務所

指 定 社 員 公認会計士 神 門 剛 ㊞  
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 高 屋 友 宏 ㊞  
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リスクモンスター株式会社の平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画に従い、取締役、内部監査部その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況に関して定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 監査法人よつば総合事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 監査法人よつば総合事務所の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年5月20日

リスクモンスター株式会社 監査役会

常勤監査役 澁谷 修 一 ㊟

監査役 鈴木 龍 介 ㊟

監査役 奥村 正太郎 ㊟

(注) 常勤監査役澁谷修一、監査役鈴木龍介及び監査役奥村正太郎は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は、将来の成長と企業価値を高めるための投資に備えた内部留保の充実を最優先課題として認識するとともに、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題のひとつとして考えております。

当期の期末配当につきましては、当期の業績及び今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式                      1株につき 金9円

配 当 総 額                      36,618,300円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月26日(金曜日)

### 第2号議案 定款一部変更の件

#### 1. 提案の理由

(1) 本店移転

業容拡大への対応、グループ機能の集約による効率的な業務運営の実現や固定費の削減を目的として、本店の所在地を東京都中央区に変更するものであります。

(2) 監査等委員会設置会社への移行

社外役員による効率的かつ実効的な監査・監督体制を実現するとともに、役員体制のスリム化や意思決定の迅速化をはかるため、会社法改正（平成26年6月27日法律第90号）により創設された監査等委員会設置会社へ移行したく、当該移行のために必要な規定について所要の変更を行うものであります。

(3) 剰余金の配当等の決定機関にかかる規定の新設

機動的な資本政策実行のために剰余金の配当等を取締役会の決議により実施するよう剰余金の配当等の決定機関に関する規定を新設するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

なお、定款変更は本総会終結の時をもって効力が生じるものといたします。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第1条～第2条 (条文省略)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を 東京都<u>千代田区</u> に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (条文省略)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は<u>6</u>名以内とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>② (条文省略)</p> <p>③ (条文省略)</p> <p>第21条 (条文省略)</p> | <p>第1条～第2条 (現行どおり)</p> <p>(本店の所在地)</p> <p>第3条 当社は、本店を 東京都<u>中央区</u> に置く。</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削除)</p> <p>(3) 会計監査人</p> <p>第5条～第18条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は<u>8</u>名以内とする。</p> <p><u>② 前項の取締役のうち、監査等委員である取締役は4名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任方法)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。<u>ただし、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とは、区別して選任するものとする。</u></p> <p>② (現行どおり)</p> <p>③ (現行どおり)</p> <p>第21条 (現行どおり)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                 | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p> <p>② 補欠または増員として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新設)</p> | <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>③ 補欠または増員として選任された取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。</p> <p>④ <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> |
| <p>第23条～第24条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(新設)</p>                              | <p>第23条～第24条 (現行どおり)</p> <p>(取締役会の招集手続)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p><u>(重要な業務執行の委任)</u></p> <p><u>第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項に基づき、取締役会の決議によって重要な業務執行の決定の全部または一部の決定を業務執行取締役に委任することができる。</u></p>                                                                                                                           |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                      | 変 更 案                                                                                                                                                        |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第26条 (条文省略)</p> <p>② 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> | <p>(取締役会の決議方法)</p> <p>第27条 (現行どおり)</p> <p>② 当会社は、取締役会の決議事項について、取締役（当該決議事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> |
| <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p>                                                                                              | <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第28条 取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。<u>ただし、監査等委員である取締役の報酬とそれ以外の取締役の報酬とは、区別して定める。</u></p>              |
| <p>第28条 (条文省略)</p>                                                                                                                                                                           | <p>第29条 (現行どおり)</p>                                                                                                                                          |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                  | <p>第5章 監査等委員会</p>                                                                                                                                            |
| <p>(新設)</p>                                                                                                                                                                                  | <p><u>(監査等委員会の招集)</u></p> <p><u>第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>                                            |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案                                                                                                                                                                   |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(新設)</p> <p>第 5 章 監査役および監査役会</p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p><u>第29条 当会社の監査役は4名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任方法)</u></p> <p><u>第30条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p><u>② 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p><u>第31条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>② 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>(常勤監査役)</u></p> <p><u>第32条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</u></p> | <p><u>(監査等委員会規則)</u></p> <p><u>第31条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                                                                                                                                     | 変 更 案 |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------|
| <p><u>(監査役会の招集)</u><br/> <u>第33条 監査役会の招集通知は会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p>                                                                                                                                                                    | (削除)  |
| <p><u>(監査役会の決議方法)</u><br/> <u>第34条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>                                                                                                                                                                                          | (削除)  |
| <p><u>(監査役会規程)</u><br/> <u>第35条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>                                                                                                                                                                                       | (削除)  |
| <p><u>(監査役の報酬等)</u><br/> <u>第36条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>                                                                                                                                                                                                           | (削除)  |
| <p><u>(監査役の責任免除)</u><br/> <u>第37条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</u><br/> <u>② 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、金100万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p> | (削除)  |

| 現 行 定 款                                                                                                                                                          | 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>第38条～第39条 （条文省略）</p> <p>（会計監査人の報酬等）</p> <p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第41条 （条文省略）</p> <p>（新設）</p> <p>第42条～第43条 （条文省略）</p> <p>（新設）</p> | <p>第32条～第33条 （現行どおり）</p> <p>（会計監査人の報酬等）</p> <p>第34条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p>第35条 （現行どおり）</p> <p><u>（剰余金の配当等の決定機関）</u></p> <p>第36条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。</p> <p>第37条～第38条 （現行どおり）</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、第15回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p> |

### 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における取締役全員が任期満了となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                     | 略歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|----------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 1          | すが の けん いち<br>菅 野 健 一<br>(昭和44年5月16日生) | 平成5年4月 日商岩井株式会社(現 双日株式会社)入社<br>平成12年9月 当社設立、取締役<br>平成16年2月 当社専務取締役<br>平成16年6月 当社代表取締役社長<br>平成23年4月 当社代表取締役CEO<br>平成24年4月 当社代表取締役会長 兼 CEO<br>平成25年4月 当社代表取締役会長(現任)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      | 69,700株           |
| 2          | ふじ もと た いち<br>藤 本 太 一<br>(昭和46年5月8日生)  | 平成7年4月 日商岩井株式会社(現 双日株式会社)入社<br>平成12年9月 当社設立、取締役<br>平成16年2月 当社常務取締役<br>平成16年6月 当社専務取締役<br>平成19年3月 リスモン・マッスル・データ株式会社代表取締役社長(現任)<br>平成21年4月 リスモン・ビジネス・ポータル株式会社代表取締役社長(現任)<br>平成22年4月 当社取締役副社長 経営全般担当 兼 カスタマーセンター長 兼 関連事業統括部部長 兼 業務部部長 兼 管理ソリューション部部長<br>平成23年1月 日本アウトソース株式会社代表取締役社長(現任)<br>平成23年4月 当社代表取締役COO 兼 CFO<br>平成23年6月 サイバックス株式会社代表取締役会長(現任)<br>平成24年4月 当社代表取締役社長 兼 COO<br>平成24年9月 利墨(上海)商務信息咨询有限公司董事長(現任)<br>平成25年4月 当社代表取締役社長(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>リスモン・マッスル・データ株式会社代表取締役社長<br>リスモン・ビジネス・ポータル株式会社代表取締役社長<br>日本アウトソース株式会社代表取締役社長<br>サイバックス株式会社代表取締役会長<br>利墨(上海)商務信息咨询有限公司董事長 | 139,000株          |

| 候補者<br>番 号 | 氏 名<br>( 生 年 月 日 )    | 略歴、当社における地位及び担当<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所 有 す る<br>当社の株式数 |
|------------|-----------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 3          | 堀 龍 児<br>(昭和18年9月3日生) | 昭和41年4月 岩井産業株式会社(現 双日株式会社)入社<br>平成8年6月 日商岩井株式会社(現 双日株式会社)取締役<br>平成12年6月 同社常務取締役<br>平成14年6月 同社専務執行役員<br>平成15年4月 早稲田大学法学部教授<br>平成16年4月 早稲田大学大学院法務研究科教授<br>平成17年6月 株式会社トクヤマ社外監査役(現任)<br>平成23年6月 当社取締役(現任)<br>平成24年6月 株式会社T & Dホールディングス社外取締役(現任)<br>平成26年4月 T M I 総合法律事務所顧問(現任)<br>平成26年4月 早稲田大学名誉教授(現任)<br>平成26年6月 阪和興業株式会社社外取締役(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>早稲田大学名誉教授<br>株式会社T & Dホールディングス社外取締役<br>株式会社トクヤマ社外監査役<br>阪和興業株式会社社外取締役<br>T M I 総合法律事務所顧問 | 4,200株            |

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 堀龍児氏は、社外取締役候補者であります。

3. 堀龍児氏は、日商岩井株式会社(現 双日株式会社)で豊富な業務経験を積み、同社の取締役及び常務取締役、専務執行役員として企業経営に関与した経験を有し、また、法律の専門家でもありますので、これら豊富な経験と幅広い見識をもって、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、その候補者といたしました。

4. 堀龍児氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

5. 当社は、堀龍児氏との間で会社法第427条第1項の責任限定契約を締結しております。本総会において、同氏が原案どおり選任された場合、当該責任限定契約を継続する予定であり、その概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金100万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

#### 第4号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行するとともに、当該時点における監査役全員が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役の候補者は、次のとおりであります。

| 候補者<br>番号 | ふ り が な<br>氏 名<br>(生年月日)                    | 略 歴、当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                                                                                      | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|-----------|---------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 1         | し ぶ ゃ し ゅ う い ち<br>澁 谷 修 一<br>(昭和23年4月20日生) | 昭和47年4月 株式会社富士銀行（現 株式<br>会社みずほ銀行）入社<br>平成2年11月 日本抵当証券株式会社社長室<br>長兼経営全般担当<br>平成5年11月 株式会社富士銀行（現株式会<br>社みずほ銀行）根津支店長<br>平成9年5月 同行船場支店長<br>平成12年6月 株式会社フジシール取締役営<br>業本部長<br>平成15年6月 同社常務取締役営業本部長<br>平成17年6月 同社専務取締役営業本部長<br>平成19年2月 株式会社フジパートナーズ代<br>表取締役社長<br>平成23年4月 当社顧問<br>平成23年6月 当社監査役<br>平成25年6月 当社常勤監査役（現任） | 4,200株                 |
| 2         | す ず き り ゅ う す け<br>鈴 木 龍 介<br>(昭和41年9月17日生) | 平成5年1月 司法書士登録<br>平成12年4月 行政書士登録<br>平成18年12月 司法書士法人鈴木事務所設<br>立、代表社員（現任）<br>平成20年6月 当社監査役（現任）<br>平成23年6月 株式会社エー・ディー・ワーク<br>ス社外監査役（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>司法書士、行政書士<br>(司法書士法人鈴木事務所 代表社員)<br>株式会社エー・ディー・ワークス社外監査<br>役                                                                                            | 6,600株                 |

| 候補者<br>番 号 | ふ り が な<br>氏 (生年月日)                        | 略 歴、当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                                                   | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| 3          | おく むら しょう たろう<br>奥 村 正 太 郎<br>(昭和30年3月2日生) | 昭和55年8月 株式会社奥村組入社<br>平成元年6月 同社取締役<br>平成5年6月 同社常務取締役<br>平成6年6月 同社代表取締役副社長<br>平成7年6月 同社代表取締役社長<br>平成13年12月 同社取締役相談役<br>平成16年6月 同社相談役<br>平成18年6月 ヤンマー株式会社社外監査役<br>(現任)<br>平成25年4月 当社顧問<br>平成25年6月 当社監査役 (現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>ヤンマー株式会社社外監査役 | 3,900株                 |

- (注) 1. 鈴木龍介氏は、当社が主に登記関連業務を委託している司法書士法人鈴木事務所の代表社員であり、過去9年間に当社より委任報酬を受けており、今後 auch 受ける予定があります。
2. 各候補者は、社外取締役候補者であります。
3. 澁谷修一氏は、富士銀行（現みずほ銀行）における長年の豊富な業務経験を積み、また、株式会社フジシールにおいて同社の取締役及び常務取締役、専務取締役を務め、企業経営に関与した経験を有していることから社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断し、その候補者といたしました。
4. 鈴木龍介氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、司法書士法人の代表社員としての豊富な実務経験に基づく企業法務全般における幅広い知識と十分な見識を有していることから、業務執行を行う経営陣から独立した立場で、その知識・経験等を当社の経営に反映し、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、その候補者といたしました。
5. 奥村正太郎氏は、株式会社奥村組において長年の豊富な業務経験を積み、同社の取締役及び常務取締役、代表取締役社長等として企業経営に関与した経験を有しており、また、他社において社外監査役の経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、その候補者といたしました。
6. 当社は、現行定款において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定めております。これにより、各候補者が原案どおり選任された場合、当社と各氏との間で社外取締役としての責任限定契約を締結する予定です。その概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金100万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

## 第5号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

| 氏 名<br>( 生 年 月 日 )                 | 略 歴、 当 社 に お け る 地 位<br>( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )                                                                                                                                                                        | 所 有 す る<br>当 社 の 株 式 数 |
|------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------------------|
| ふかやとしなり<br>深 谷 敏 成<br>(昭和40年9月6日生) | 昭和63年4月 オリックス株式会社入社<br>平成21年7月 オリックス株式会社事業法人営業部長<br>平成24年1月 オリックス株式会社理事東京営業担当副担当事業法人営業部長戦略営業部長<br>平成25年4月 オリックス株式会社理事 東京営業担当 副担当<br>平成27年6月 オリックス株式会社理事 東京営業本部副本部長（現任）<br><br>(重要な兼職の状況)<br>オリックス株式会社理事 東京営業本部副本部長 | —                      |

- (注) 1. 深谷敏成氏は、当社と顧客紹介等で提携関係にあるオリックス株式会社の理事であり、同社は当社より顧客紹介報酬等を受けており、今後も受ける予定があります。
2. 深谷敏成氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 深谷敏成氏は、オリックス株式会社において豊富な経験を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、補欠の社外取締役として選任をお願いするものであります。
4. 当社は、現行定款において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定めております。これにより、深谷敏成氏が社外取締役に就任した場合には、当社と同氏との間で社外取締役としての責任限定契約を締結する予定です。その概要は次のとおりであります。
- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、金100万円または会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。
  - ・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

**第6号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、改めて取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を、現行の年額200,000千円から、年額164,000千円以内と定めること、並びに各取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、取締役会の決議によることとさせていただきます。また、取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は3名であり、第3号議案が原案どおり可決されますと、取締役（監査等委員を除く。）は3名となります。

**第7号議案** 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」の効力が生じた時をもって、監査等委員会設置会社へ移行いたします。つきましては、会社法第361条第1項及び第2項の定めに従い、改めて監査等委員である取締役の報酬等の額を、年額36,000千円以内と定めること、並びに各監査等委員である取締役に対する具体的金額、支給の時期等は、監査等委員である取締役の協議によることとさせていただきます。

なお、第4号議案が原案どおり承認されますと、監査等委員である取締役は3名（うち社外取締役3名）となります。

## 第8号議案 買収防衛策のための新株予約権無償割当てに関する事項の決定の取締役会への委任（買収防衛策の継続）の件

当社は、平成25年6月27日開催の第13回定時株主総会におけるご承認に基づき、有効期間を本総会終結の時までとして、「当社が発行者である株式等の大量買付けに関する規則」（以下「現行本規則」という。）を継続しております。上記有効期間の満了にあたり、資本市場の動向や事業環境の変化等も勘案しつつ、当社の企業価値及び株主共同の利益の維持・向上の観点から検討を行った結果、平成27年5月12日開催の取締役会において、当社の企業価値及び株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号に規定されるものをいい、以下「基本方針」という。）の内容を一部変更するとともに、本議案における株主の皆様のご承認を条件として、現行本規則に一部日付等の記載の変更及び手続きの明確化のための修正を行った上で、「当社が発行者である株式等の大量買付けに関する規則」（以下変更後の規則を「本規則」という。）として継続することといたしました。

つきましては、当社定款第17条の定めに従い、本規則に記載される条件に従った新株予約権の無償割当てに関する事項を決定する権限を当社取締役会に対して委任することについて、ご承認をお願いするものであります。

なお、基本方針並びに当社企業価値の源泉及び基本方針の実現に資する取り組みについては、25頁から29頁に記載のとおりであります。

## 記

### 1. 提案の理由（本規則継続の目的）

当社は、上記の基本方針を実現するための取り組みとして、当社との合意がないままに、当社経営権の取得や支配権の変動あるいは当社の財務及び事業活動の支配または影響力の行使を目的として、当社が発行者である株券等（以下「当社の株券等」という。）を15%以上取得し保有者となる行為またはその提案（以下「大量買付け」といい、大量買付けを行う者を「大量買付け者」という。）が、大量買付け者によって行われる場合に、当該大量買付けに関する当社株主の皆様の意思を公正で透明性の高い手続きを通じて適正に確認するために、本規則を制定・継続することにいたしました。大量買付けが行われる場合に、当社株主の皆様の意思を適正に反映させるためには、まず当社株主の皆様が適切な判断を行うことができる状況を確保する必要があり、そのためには、当社取締役会が当該大

量買付けについて迅速かつ誠実な調査を行った上で、当社株主の皆様に対して必要かつ十分な判断材料（当社取締役会による代替案を含む。）を提供する必要があるものと考えております。また、他方で、大量買付けが行われた際に、その時点における当社取締役の自己保身等の恣意的判断が入ることを防ぐために、当社株主の皆様の意思を確認するための手続きや当社取締役会によって対抗措置が発動される場合の手続き等をあらかじめ明確化しておくことも必要であると考えております。

従って、本規則においては大量買付けが行われた場合に大量買付け者や当社取締役会が遵守すべき手続き、当社株主の皆様の意思を確認するための手続き等について、今後も具体的に定めることが必要であることから、本規則を継続することといたしました。

## 2. 提案の内容

特段の記載がない限り、用語法は本規則に定めるものに従うものとします。

### (1) 本規則の骨子

本規則は、①規則本文、②大量買付けに際し、大量買付け者及びそのグループ等が当社取締役会に提出すべき情報等を明示した「附則1. 情報開示を求める事項」、③株主の皆様に対して無償割当てが行われる場合の新株予約権の概要を定めた「附則2. 新株予約権の概要」から構成されています。規則本文では、規則制定の目的、用語定義のほかに、大量買付けに関する手続き、適正買付け提案の要件、検討期間の定め、開示情報の使用、株主意思確認決議の手続き、適正買付け提案の修正または変更、新株予約権の株主無償割当ての実施及び本規則の廃止並びに修正等について定めております。

以下では、本規則の主要な事項について、その概要を説明いたしております。本規則の詳細につきましては、別紙1の「当社が発行者である株式等の大量買付けに関する規則」、別紙2「附則1. 情報開示を求める事項」及び別紙3「附則2. 新株予約権の概要」を、また本規則による手続きの大まかな流れにつきましては、別紙4の「大量買付けと対抗措置の発動・不発動の決定の流れ」をご覧ください。

### (2) 本規則の主要な事項

#### ① 大量買付けに関する手続き

大量買付け者及びそのグループ等が、当社との合意がないままに、大量買付けを行おうとする場合には、当該大量買付けの実施に先立って、本規則に定める大

量買付け提案書等を当社取締役会宛に提出していただきます。

大量買付け者及びそのグループ等から提出された大量買付け提案書等については、（イ）形式的に不備がなく不正確なものではないこと、（ロ）かかる大量買付けの方法の適法性について日本国内の弁護士による意見書が提出されていること、（ハ）「附則1. 情報開示を求める事項」として十分であること、の各要件が充足されている（上記（イ）～（ハ）のすべての要件を充足するものを以下「適正開示情報」という。）か否かについて確認を行います。その上で当社取締役会は、これを受けて当該大量買付け提案書等の内容が本規則に照らし、不十分であると判断した場合には、大量買付け者及びそのグループ等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報及び資料を提供または提出するよう求めることがあります。この場合、大量買付け者及びそのグループ等においては、当該期限までにかかる情報及び資料を当社取締役会に追加的に提供しなければならないものとします。

当社取締役会が、当該大量買付け提案書等の内容が適正開示情報であると判断した場合、当社取締役会はその旨を公表し、下記③に定める検討期間において、当該大量買付けが、下記②に定める適正買付け提案に該当するか否かについて検討するものとします。かかる検討にあたっては、当社取締役会が取締役としての責務である善管注意義務及び忠実義務に従って、当社とは独立した専門家（弁護士、公認会計士、フィナンシャルアドバイザー、コンサルタント、投資銀行、証券会社等を含み、以下「外部専門家」という。）との協議またはその助言に基づいて誠実かつ慎重に行うものとします。

検討の結果、当社取締役会が、大量買付けが本規則に定める下記②の適正買付け提案の要件を満たしていないと判断した場合には、下記⑤にその概要を定める新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の無償割当てを行うものとします。当社取締役会が、大量買付けが本規則に定める適正買付け提案としての要件を満たしていると判断した場合には、当該大量買付けが当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると認められる場合を除き、本規則に定める手続きに従って本新株予約権の無償割当てを実施するか否かについて、下記④に定める株主意思確認決議の手続きを行います。

また、大量買付け者及びそのグループ等が、本規則に従わずに大量買付けを行う場合には、当社取締役会は、当該大量買付けについて、外部専門家との協議またはその助言に基づいて検討し、その結果、本規則に定める適正買付け提案の要件を満たさないと判断した場合には、大量買付け者が本規則に従わないことを確認した上で、本新株予約権の無償割当てを実施することがあります。

## ② 適正買付け提案の要件

大量買付けが、本規則に定める適正買付け提案とされるためには、次の（イ）～（ホ）のすべての要件を満たしている必要があります。（イ）当社経営権の取得または会社支配権の変動を目的とする大量買付けであること、（ロ）公開買付けまたは当社の株主が平等に当社の株券等を売却する機会が与えられているその他の方法による大量買付けであること、（ハ）大量買付けに先立って大量買付け者が当社取締役会に提出する大量買付け提案書等が適正開示情報の要件を充足していること、（ニ）下記④の株主意思確認決議の手続きがなされるまで、公開買付けの開始またはその他の方法による大量買付けに着手しないこと、（ホ）本規則で明示的に定めた当社の企業価値または株主共同の利益を毀損するような濫用目的をもってなされる提案類型でないこと。ここで、濫用目的をもってなされる提案類型とは、いわゆる（i）グリーンメイラーである場合、（ii）焦土化経営目的である場合、（iii）資産等流用目的である場合、（iv）配当・高値売り抜け目的である場合、（v）二段階以上での強圧的な買付け提案である場合、（vi）大量買付け者及びそのグループ等が真摯に合理的な経営を目指すのではなく当社または当社株主に回復し難い損害をもたらすと信じるに足る合理的な根拠が認められる場合、（vii）反社会的勢力等公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的に認められる場合、（viii）法令または定款に違反しもしくは本規則を遵守しないことが客観的かつ合理的に認められる場合の其々を言います。これらについては、当社取締役会が、外部専門家との協議またはその助言に基づいて、その該当性の合理的根拠等の有無を誠実かつ慎重に検討し判断いたします。

## ③ 検討期間の定め

大量買付け者及びそのグループ等から提出された適正開示情報につきましては、当社株主が大量買付けに関し、適正かつ十分な情報に基づいて、適切かつ合理的な判断が行えるように、当社取締役会が外部専門家との協議またはその助言を得て、誠実かつ慎重な調査・検討を行います。このための検討期間として、当社取締役会は適正開示情報を受領した日から3日以内に適正開示情報受領日を公表し、当該日を起算日として、適正買付け提案が全株式を対象とする全額現金（円貨）対価の公開買付けによる場合は60日以内、それ以外の場合は90日以内と明確に定めております。

なお、当社取締役会が受領した適正開示情報につきましては、当該大量買付けに関連し、当社の企業価値または株主共同の利益を維持し向上させる目的で使用いたします。

#### ④ 株主意思確認決議の手続き

大量買付けが本規則に定める適正買付け提案の要件を満たしていると当社取締役会が判断した場合には、当該大量買付けが当社の企業価値及び株式共同利益の最大化に資すると認められる場合を除き、かかる大量買付けに関して本新株予約権の無償割当てを実施すべきか否かについて、当社株主の皆様意思を確認する決議（以下「株主意思確認決議」という。）を実施いたします。

当社は、株主意思確認決議において本新株予約権の無償割当てを実施することについて賛同が得られた場合には、本規則に従い本新株予約権の無償割当てを行います。他方、株主意思確認決議において本新株予約権の無償割当ての実施が否決された場合には、当該株主意思確認決議の手続きを実施する前提となった条件に従って大量買付けが行われる限り、当該大量買付けに関し本新株予約権の無償割当てを行いません。

#### ⑤ 本新株予約権の概要

株主意思確認決議または当社取締役会の決議により本新株予約権の無償割当ての実施が決定された場合、本新株予約権が当社の株主（ただし、当社を除く。）の皆様に対して無償で割当てられます。本新株予約権は、当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当基準日」という。）における当社の最終の株主名簿に記録された株主（ただし、当社を除く。）の皆様に対し、保有する当社普通株式1株につき1個の割合で割当てられます。

新株予約権者は、権利行使期間内に行使価額相当の金銭（発行される当社普通株式1株につき1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権の無償割当てに関する決議において別途定める価額）を払込むことにより権利行使ができますが、大量買付け者及びそのグループ等はこの権利を行使することはできません。

本新株予約権には、譲渡制限が付されており、当社株主の皆様（大量買付け者及びそのグループ等を含む。）が譲渡をご希望する場合には、当社取締役会の承諾が必要となります。

また、本新株予約権には取得条項が付されており、当社は取得条項に基づいて、（イ）新株予約権無償割当て決議後に大量買付けが撤回された場合等は無償で本新株予約権を取得する場合や（ロ）大量買付け者及びそのグループ等以外の新株予約権者に対し、対価として当社普通株式を交付することによって、本新株予約権を取得する場合があります。なお、新株予約権証券は発行されません。

#### ⑥ 本規則の廃止及び変更または修正

本規則は、(i) 当社の株主総会において、株主に対する本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた時、(ii) 当社取締役会により本規則の廃止が決定された時、(iii) 本総会終結の時から2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時に廃止されます。

また、本規則は、大量買付け提案書等が当社取締役会に提出される前にあっては、当社株主全体の利益に重大な影響を及ぼさない限りで、あるいは、大量買付け提案書等が提出された以降にあっては、本規則中曖昧なあるいは誤解を生ぜしめるような条項もしくは齟齬・瑕疵のある条項を是正するために必要がある場合、または法令の改正等があった場合には、当社取締役会で変更または修正を行う場合があります。

以 上

(別紙 1)

## 当社が発行者である株式等の大量買付けに関する規則

### 第 1 条 本規則制定の目的

本規則は、当社との合意がないままに、当社の経営権の取得や支配権の変動あるいは当社の財務及び事業活動の支配または影響力の行使を目的とした当社が発行者である株券等(注 1) (以下「当社の株券等」という。)の大量取得行為、もしくは当社の企業価値または株主共同の利益を毀損する可能性が大きい当社の株券等の大量取得行為を防止するため、当社の株券等を適正に大量買付けする場合の規則を定めるものである。

### 第 2 条 定義

本規則において、「大量買付け」とは、当社の株券等を議決権割合(注 2)で15%以上取得し保有者(注 3)となる行為またはその提案をいう。「大量買付け者及びそのグループ等」とは、①大量買付けを行う個人、法人またはその他の団体等で株券等の実質保有者(注 4)となる者(以下「大量買付け者」という。)のほか、②その共同保有者(注 5)、③その特別関係者(注 6)、④大量買付け者を直接または間接に支配している者(以下「実質的支配者」という。)、⑤実質的支配者の共同保有者または特別関係者、⑥大量買付け者または実質的支配者及びそれらの共同保有者または特別関係者と当該大量買付けに協調して、もしくは合意のうえ行動している者をいう。ただし、以下の各号に該当する者は、大量買付け者及びそのグループ等には含まない。

(1) 本規則更新日現在において、既に当社の株券等を議決権割合で15%以上保有している者、及び当社が自己株式を取得したことのみを原因として、自己の意思によることなく当社の株券等を15%以上保有することになった者。ただし、その者がその後当社の株券等を取得した場合は含まない。

(2) 当社の株券等を議決権割合で15%以上保有する者で、当社の経営権の取得や支配権の変動あるいは当社の財務及び事業活動の支配または影響力の行使を目的としない者。ただし、その者が当社の株券等について議決権割合が15%未満となるように、当社の株券等を速やかに処分または当社の株券等の保有について当社取締役会が了承する内容の契約を速やかに締結し、履行する場合に限る。

(3) 第 1 号及び第 2 号に準じて、当社の経営権の取得、支配権の変動、当社の財務及び事業活動の支配または影響力の行使を目的としない者として当社取締役会が認める者。

（注１）本規則において、「株券等」とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する「株券等」または同法第27条の２第１項に規定する「株券等」の何れかに該当するものをいう。

（注２）本規則において、「議決権割合」とは、①当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第１項に規定する株券等をいう。）の保有者（同法第27条の23第３項に基づき保有者とみなされる者を含む。）及びその共同保有者（下記（注５）で定義される者をいう。）に関する株券等保有割合（同法第27条の23第４項に定義される「株券等保有割合」をいう。）または②当社の株券等（同法第27条の２第１項に規定する「株券等」をいう。）の買付け等（株券等の買付けその他の有償の譲受けをいい、金融商品市場の内外及び売買等の方法を問わない。）を行う者の株券等所有割合（同法第27条の２第８項に規定する「株券等所有割合」をいう。以下同じ。）及び特別関係者（下記（注６）で定義される者をいう。）の株券等所有割合の合計をいう。各株券等所有割合の算出に係る総議決権の数（同法第27条の２第８項に規定する「総議決権の数」をいう。）及び発行済株式の総数（同法第27条の23第４項に規定する「発行済株式の総数」に該当する。）は、当社が公表している直近の情報を参照できるものとする。

（注３）本規則において、「保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第１項に規定する「保有者」をいい、同条第３項に基づき保有者とみなされる者を含む。

（注４）本規則において、「実質保有者」とは、自己または他人の名義をもって株券等を所有する者のほか、金融商品取引法第27条の23第３項に定める者を含む。

（注５）本規則において、「共同保有者」とは、金融商品取引法第27条の23第５項に規定する「共同保有者」をいい、同条第６項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。

（注６）本規則において、「特別関係者」とは、金融商品取引法第27条の２第７項に規定する「特別関係者」をいう。

### 第３条 大量買付けに関する手続き

１．当社は、大量買付けを行おうとする大量買付け者及びそのグループ等に対し、大量買付けの実施に先立ち、本規則に従って、当該大量買付けに関し、適正開示情報（本規則第４条に定義する。以下同じ。）の要件を満たす本規則附則１．に規定する情報及び資料を記載または添付した大量買付け提案書並びに本規則を遵守する旨の誓約書（以下「大量買付け提案書等」と総称する。）を当社取締役会へ提出することを求めることができる。当社取締役会は、これを受けてかかる大量買付け提案書等に記載または添付される情報及び資料が適正開示情報に該当する

か否かを確認のうえ、公表する。当社取締役会は、かかる大量買付け提案書等の内容が、適正開示情報として不十分であると判断した場合には、大量買付け者及びそのグループ等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報及び資料を提供または提出するよう求めることができる。この場合、大量買付け者及びそのグループ等が、当該期限までに当社取締役会の要求に応じない場合には、当社取締役会は、当該大量買付け者及びそのグループ等が本規則に定める手続きに違反したものとみなすことができる。

2. 当社取締役会は、大量買付け提案書等が適正開示情報に該当する場合には、本規則第5条に規定する検討期間の定めに従い、当該大量買付けの検討を行うこととする。検討の結果、当該大量買付けが適正買付け提案の要件を満たしていると判断した場合、原則として本規則附則2.にその概要を規定する新株予約権（以下「本新株予約権」という。）の無償割当てを実施するか否かについて株主意思の確認（以下「株主意思確認決議」といい、その内容については本規則第7条に定義する。）を行う。

3. 株主意思確認決議において、本新株予約権の無償割当ての実施の賛同が得られた場合には、当社は本規則に従い本新株予約権の無償割当てを実施する。

4. 当社は、株主意思確認決議において、本新株予約権の無償割当ての実施が否決された場合には、当該株主意思確認決議を行う前提となった条件に従って大量買付けが行われる限り、当社は、当該大量買付けに関し本新株予約権の無償割当てを実施しない。その場合、当社取締役会は、本規則第10条の規定に従い、本規則を廃止することがある。

5. 大量買付け者及びそのグループ等が、当社取締役会または株主意思確認決議において本新株予約権の無償割当ての不実施が決定するまでに、公開買付け（注7）の開始またはその他の方法による大量買付けに着手した場合には、当社取締役会は当該大量買付け者及びそのグループ等が本規則に規定する手続きに違反したものとみなすことができる。

6. 大量買付け者及びそのグループ等が行った大量買付けが、適正買付け提案の要件を満たさない場合、または大量買付け者及びそのグループ等が本規則に従わずに大量買付けを行う場合には、当社取締役会は、当該大量買付けを本規則に従って行うよう文書（FAXもしくは電子メールによる場合を含む。）により要請することができる。かかる要請を行ったにもかかわらず、大量買付け者及びそのグループ等が直ちに本規則に従う旨の意思表示もしくは具体的是正措置を行わない場合には、当社取締役会は、本規則に従い、本新株予約権の無償割当ての決議を行い、実施することができる。

（注7）本規則において、「公開買付け」とは、金融商品取引法第27条の2に規定する「公開買付け」をいう。

#### 第4条 適正買付け提案の要件

大量買付けのうち、「適正買付け提案」とは、当社の経営権の取得または支配権の変動あるいは財務及び事業活動の支配または影響力の行使を目的として、公開買付けまたは当社の株主が平等に当社の株券等を売却する機会が与えられているその他の方法により当社の株券等を取得することを内容とする提案であり、かつ以下の各号に規定する要件のすべてを満たすものをいう。

(1) 附則1.に定める「情報開示を求める事項」に規定する情報及び資料が提出され、かつ、かかる情報及び資料が（イ）及び（ロ）の要件のすべてを満たすこと（以下「適正開示情報」という。）。

（イ）大量買付け者及びそのグループ等が提出した情報が、形式的に不備がなく、情報開示時点で一般に入手可能な情報に照らして、重要な点において不正確なものでないこと。

（ロ）日本国内の弁護士が、大量買付け者及びそのグループ等の法律顧問として、当社取締役会に対して、当該大量買付け者及びそのグループ等が行う大量買付け等の方法の適法性について意見書を提出すること。

(2) 当社取締役会が、当社とは独立した第三者である専門家（弁護士、公認会計士、フィナンシャル・アドバイザー、コンサルタント、投資銀行、証券会社等をいい、以下「外部専門家」という。）との協議またはその助言に基づいて、当該大量買付け者及びそのグループ等の大量買付けが、濫用目的をもって当社株券等の大量買付けを行う下記（イ）ないし（チ）の何れかの類型に該当し、当該大量買付けが当社の企業価値または株主共同の利益を毀損するおそれがあるものと判断するものでないこと。

（イ）大量買付け者及びそのグループ等が真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社もしくは当社の関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の大量買付けを行っていると感じるに足る合理的な根拠が認められる場合（いわゆるグリーンメイラーである場合）

（ロ）大量買付け者及びそのグループ等が当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該大量買付け者やそのグループ会社等に移譲させる等、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社の株券等の大量買付けを行っていると感じるに足る合理的な根拠が認められる場合（いわゆる焦土化経営目的である場合）

(ハ) 大量買付け者及びそのグループ等が当社の経営を支配した後に、当社の資産等を当該大量買付け者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済財源として流用する予定で当社の株券等の大量買付けを行っていると思えるに足る合理的な根拠が認められる場合（いわゆる資産等流用目的である場合）

(ニ) 大量買付け者及びそのグループ等が当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って株式の高値売り抜けをする目的で当社の株券等の大量買付けを行っていると思えるに足る合理的な根拠が認められる場合（いわゆる配当・高値売り抜け目的である場合）

(ホ) 大量買付け者及びそのグループ等が、最初の買付け条件を有利に、二段階目以降の買付け条件を不利にもしくは明確にしないままの買付け条件を設定し、最初の買付けに応じなければ既存株主が不利益を被るような状況をつくりだして、既存株主に株式の売却を売り急がせるような大量買付けを予定していると思えるに足る合理的な根拠が認められる場合（いわゆる二段階以上での強圧的な買付け提案である場合）

(ヘ) 大量買付け者及びそのグループ等が真摯に合理的な経営を目指すものではなく、大量買付け者及びそのグループ等による当社経営支配権取得の目的の如何を問わず当社もしくは当社株主に回復し難い損害をもたらすと思えるに足る合理的な根拠が認められる場合

(ト) 大量買付け者及びそのグループ等の経営者または主要株主に反社会的勢力と関係を有する者が含まれている場合等、大量買付け者及びそのグループ等が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると合理的に認められる場合

(チ) 法令または定款等に違反し、もしくは本規則を遵守しない大量買付けであることが客観的かつ合理的に認められる場合

## 第5条 大量買付けに関する検討期間の定め

1. 大量買付け者及びそのグループ等が当社取締役会に対し大量買付け提案書等を提出した場合、当社取締役会は受領後3日以内に、かかる大量買付け提案書等に記載または添付される情報及び資料が適正開示情報に該当するか否かを確認のうえ、公表するものとする。当社取締役会は、かかる情報及び資料が適正開示情報に該当しないと判断した場合には、大量買付け者及びそのグループ等に対し、適宜回答期限を定めた上、追加的に情報及び資料を提供または提出するように求めることができる。この場合、大量買付け者及びそのグループ等が、当該期限ま

で当社取締役会の要求に応じない場合には、当社取締役会は当該大量買付け者及びそのグループ等が本規則に規定する手続きに違反したものとみなすことができる。かかる情報及び資料が適正開示情報に該当する場合、その旨が公表された日をもって「適正開示情報受領日」とする。

2. 適正開示情報受領日を起算日として、以下の各号に定める期間を大量買付けに関する当社取締役会の検討期間とする。ただし、当社取締役会は、大量買付けを行った大量買付け者及びそのグループ等から書面による検討期間延長の同意を得た場合には、その範囲内で検討期間の延長をすることができる。当社取締役会が、検討期間の延長を決議した場合、当該決議された具体的期間及びその具体的期間が必要とされる理由を、速やかに情報開示を行う。また、適正開示情報受領日後、天災地変等の不可抗力その他これらに準じるやむを得ない事由により、当社が通常の事業活動を行えない事象が発生した場合には、当社取締役会は本規則に基づく検討を中断するものとし、当該事象発生日から当社が通常の事業活動を開始するまでの間は、以下の各号に定める検討期間に含まないものとする。当社取締役会が検討を中断する場合、当社取締役会は速やかに大量買付けを行った大量買付け者の代表者宛に検討を中断する旨の通知文書を発出するものとし、また検討再開の場合も同様とする。

(1) 当該大量買付けが公開買付けによる当社の株券等の取得の提案であり、その買付け条件が、現金(全額円貨)を対価とし、発行済株式もしくは応募株式のすべてを対象とするものである場合は、適正開示情報受領日から60日以内とする。

(2) 前号以外の大量買付けの場合は、適正開示情報受領日から90日以内とする。

3. 当社取締役会は、大量買付け者及びそのグループ等から受領した大量買付けに関する適正開示情報を検討した結果、当該大量買付けが適正買付け提案の要件を満たしていると判断した場合、速やかに当該大量買付けに関し本規則第7条の定めに従って株主意思確認決議の手続きをとることとする。ただし、当社取締役会は、当該大量買付けが当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資するものであると判断した場合には、株主意思確認決議の手続きをとらないことができる。

## 第6条 開示情報の使用

当社は、大量買付け者及びそのグループ等が当社に提出した情報及び資料（適正開示情報に該当するか否かを問わない。）について、当社の企業価値または株主共同の利益を確保・維持し、向上させる目的（当該大量買付けが適正買付け提案に該当するか否かについて当社取締役会が検討し、また、本規則第4条第2号に定める外部専門家に検討させる目的で使用する場合、及び本規則第7条に定め

る株主意思確認決議の手續きにおいて当社株主が本新株予約権の無償割当ての実施の賛否を判断するための材料とする目的で使用する場合を含むが、これらに限られない。) で使用するものとする。

## 第7条 株主意思確認決議の手續き

当社取締役会が、適正買付け提案に該当すると判断した大量買付けに関する株主意思確認決議は以下の各号で定める手續きにより行うものとする。

(1) 株主意思確認決議は、本新株予約権無償割当ての実施の賛否について株主の意思を確認するために、①本新株予約権の無償割当て決議（以下「総会無償割当て決議」という。）または②本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定を当社取締役会に対して委任する旨の決議（以下「委任決議」という。）もしくは③本新株予約権の無償割当ての実施の賛否に関する意思を当社株主が投票する旨の決議（以下「意思投票決議」という。）を議案としてこれを行う。

なお、総会無償割当て決議または委任決議は定時株主総会または臨時株主総会の何れかの決議（以下、これらの株主総会で行われる決議を「総会決議」という。）により行うものとし、意思投票決議は、郵送書面による決議（以下「書面決議」といい、本新株予約権の無償割当ての実施の賛否について意思を表明する当社株主の権利を「決議権」という。）により行うものとする。

(2) 当社取締役会は、本規則第5条に定める検討期間が満了するまでに、第1号に定める何れかの株主意思確認決議の議案の内容、株主意思確認決議の方法及び議決権または決議権の行使方法、株主意思確認決議の日、株主意思確認決議において有効な議決権または決議権をもつ当社株主を確定するための日（以下「株主確定日」という。）を決定する。株主確定日は、本規則第5条に定める検討期間の満了後25日以内に設定されるものとし、当該株主確定日の有効期間は当該株主確定日から90日間とする。また、当社は株主確定日の2週間前までに、当社定款所定の方法（電子公告による）に加え日本経済新聞への掲載及び当社ホームページに掲載する方法により、株主確定日の公告を行うこととする。

(3) 株主意思確認決議において、議決権または決議権を行使できる当社株主は、第2号に定める株主確定日の最終の当社の株主名簿に記録された株主とする。決議権については、当社株主は、当該株主が保有する当社普通株式にかかる議決権1個につき本決議権1個を有するものとする。

(4) 書面決議は、総株主の決議権の3分の1以上を有する当社株主が、郵送または当社へ直接持参する方法により、当社所定の決議権行使書で決議権を行使し、その決議権の過半数をもって行うものとする。なお、書面決議による場合は、当

社が株主確定日現在の当社株主に対し、書面決議すべき議案、決議権行使について参考となるべき事項を記載した書面、株主意思確認決議の日までに決議権行使書が当社に到着すべき旨その他当社取締役会が定める事項を記載または添付した決議権行使書を、株主意思確認決議の日の3週間前までに発出するものとする。

(5) 株主意思確認決議において、本新株予約権の無償割当ての実施に賛同が得られた場合、当社は、本規則第9条に定める本新株予約権の無償割当てを実施するために必要な行為を行い、速やかに本新株予約権の無償割当てを実施する。

(6) 当社取締役会は、当社株主に対し、本新株予約権の無償割当ての実施に賛同するよう勧誘することができるものとする。

(7) 当社取締役会において、大量買付けが本規則を遵守した適正買付け提案に該当するものと判断し、株主意思確認決議の手続きを開始した後であっても、株主意思確認決議前までの間に、当該大量買付けが適正買付け提案の要件を満たさないことが判明した場合には、当社取締役会はいつでも株主意思確認決議の手続きを中止し、当社取締役会により本新株予約権の無償割当て決議を行うことができる。

## 第8条 適正買付け提案の修正または変更

大量買付け者及びそのグループ等が本規則に定める適正買付け提案を当社取締役会に提出した後、当該適正買付け提案の内容に関し重要な条件または事項についての修正または変更を行った場合（当該修正または変更を行った適正買付け提案を「修正買付け提案」という。）は、以下の各号に定めるところにより取り扱う。

(1) 修正買付け提案に関し、当社取締役会が外部専門家と協議しまたはその助言に基づいて検討した結果、当該修正買付け提案が修正前の適正買付け提案と比較して当社の企業価値及び株主共同の利益に照らしより不利な提案とはならないと判断した場合の取り扱い

① 修正前の適正買付け提案に従って進められてきた検討期間ないし株主意思確認決議の手続きを修正買付け提案においてそのまま継続する。

② 修正買付け提案提出後、修正前の適正買付け提案に関する手続きの継続が実務的に困難な場合は、当該修正買付け提案は、修正前の適正買付け提案とは異なった新たな大量買付けとして取り扱い、本規則をあらためて適用する。ただし、当社取締役会がその取り扱いに関し別異の決定を行った場合はこの限りではない。

(2) 修正買付け提案に関し、当社取締役会が外部専門家と協議しまたはその助言に基づいて検討した結果、当該修正買付け提案が修正前の適正買付け提案と比較

して当社の企業価値及び株主共同の利益に照らしより不利な提案になると判断した場合は、修正前の適正買付け提案に従って進められてきた検討ないし株主意思確認決議の手続きはこれを中止し、当該修正買付け提案は、修正前の適正買付け提案とは異なった新たな大量買付けとして取り扱い、本規則をあらためて適用する。ただし、当社取締役会がその取り扱いに関し別異の決定を行った場合はこの限りではない。

#### 第9条 本新株予約権の無償割当ての実施

大量買付け者及びそのグループ等の大量買付けに関して、以下に定める決議があった場合、当社は本新株予約権の無償割当てに必要な行為（委任決議及び意思投票決議の場合における当社取締役会による本新株予約権の無償割当て決議を含むが、これに限られない。）を行い、当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当基準日」という。）における当社の最終の株主名簿に記録された当社株主に対し、速やかに本新株予約権を割当てる。なお、当社は本新株予約権の割当てを複数回に亘り行うことができる。

(1) 本規則第7条に基づく、本新株予約権の無償割当ての実施について賛同する旨の株主意思確認決議

(2) 本規則第3条第6項または第7条第7号に基づく、当社取締役会による本新株予約権の無償割当て決議

なお、公開買付けが開始されたことにより割当基準日が定められた場合であっても、公開買付け期間が延長された場合には、法令で許容される限りにおいて、当社取締役会は一旦定めた割当基準日を変更する場合がある。また、本新株予約権の無償割当てを実施する前に当該公開買付けが終了または撤回され、これにより大量買付け者及びそのグループ等が出現しなかったときは、本新株予約権の無償割当ては中止する。

## 第10条 廃止及び修正

### 1. 本規則の廃止

本規則は、以下の各号の何れか最も早く到来する時点で廃止される。なお、本項に基づき本規則が廃止された場合、当社取締役会は速やかにその旨を公表する。ただし、その場合当社株主その他の関係者に対する別段の通知は行わない。

(1) 当社の株主総会において、株主に対する本新株予約権の無償割当てに関する事項の決定についての取締役会への委任を撤回する旨の決議が行われた時点

(2) 本条第3項の規定に基づき、当社取締役会の決定により本規則が廃止される時点

(3) 本規則の有効期間の満了日（本規則で定める委任決議が承認された定時株主総会終結の時から2年以内に終了する事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。ただし、当社取締役会は、本規則の有効期間の満了前に本規則の見直しを行うものとし、本規則の内容を修正し、本規則を継続することができる。）

### 2. 取締役会による本規則の修正

本規則は、本規則第11条に規定する場合のほか、当社株主または本新株予約権の保有者の同意を得ることなく、当社取締役会の決定により、以下の各号の定めに従って修正を行うことができる。当該修正は、法令、司法判断または行政及び金融商品取引所規則の改正または変更に応じて行う場合を含む。なお、本項に基づき本規則の修正が行われた場合、当社は速やかにその旨を公表する。ただし、その場合当社の株主その他の関係者に対する別段の通知は行わない。

(1) 大量買付け者及びそのグループ等が当社取締役会に対して大量買付け提案書等を提出する前にあっては、当社取締役会は、当社株主全体の利益に重大な悪影響を及ぼすものでない限りにおいて、当社取締役会が必要もしくは望ましいと判断した修正を行うことができる。

(2) 大量買付け者及びそのグループ等が当社取締役会に対して大量買付け提案書等を提出した以降にあっては、当社取締役会は、本規則中曖昧なあるいは誤解を生ぜしめるような条項もしくは齟齬・瑕疵のある条項を是正するために当社取締役会が必要もしくは望ましいと判断した事項に関する修正を行うことができる。

### 3. 取締役会による本規則の廃止

本規則は、当社取締役会の決定により、いつでも廃止することができる。なお、本項に基づき本規則の廃止が行われた場合、当社取締役会は速やかにその旨を公表する。ただし、その場合当社株主その他の関係者に対する別段の通知は行わない。

## 第11条 法令の改正等による修正等

本規則及び附則 1.並びに附則 2.において引用する法令（会社法を含むが、これに限られない。）の規定は、平成27年 5月12日現在施行されている法令を前提としているものであり、同日以後、法令の新設、改廃または改正等により、本規則及び附則 1.並びに附則 2.に定める条項ないし用語の意義等に修正を加える必要が生じた場合その他当社取締役会により必要と判断された場合においては、当該新設、改廃または改正等の趣旨を考慮のうえ、本規則及び附則 1.並びに附則 2.に定める条項ないし用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替え、また、当社取締役会の決定により上記の条項ないし用語の定義等について本規則の修正を行うことができるものとする。

## 第12条 準拠法

本規則及び本規則に基づき割当てが行われる本新株予約権は日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈されるものとする。

|              |     |
|--------------|-----|
| (平成19年 5月22日 | 制定) |
| (平成20年 5月14日 | 改正) |
| (平成21年 5月14日 | 改正) |
| (平成22年 5月14日 | 改正) |
| (平成23年 5月13日 | 改正) |
| (平成25年 5月 8日 | 更新) |
| (平成27年 5月12日 | 改正) |

以 上

(別紙 2)

## 附則 1. 情報開示を求める事項

「当社が発行者である株式等の大量買付けに関する規則」（以下「大量買付け規則」という。）第 3 条に基づき、大量買付け者及びそのグループ等が、当社取締役会に提出すべき大量買付け提案書及び本附則 6. に定める誓約書に加え、当社取締役会に提出すべき情報及び資料の具体的内容を以下のとおり定める。また、以下の情報及び資料が日本語で記載されたものでない場合は、大量買付け者及びそのグループ等はその邦訳分を添付する。なお、当社取締役会から大量買付け者及びそのグループ等に対し、提出された情報及び資料に関し質問または問い合わせを行いもしくは説明を求めることがある。

本附則において特に定義された場合を除き、用語の定義は大量買付け規則に定められたところに従う。

1. 大量買付け者及びそのグループ等に関して当社に提出する情報及び資料  
イ. 大量買付け者及びそのグループ等が法人またはその他の団体の場合

① 其々の法人または団体の名称、設立準拠法、本店所在地、電話番号・FAX 番号及び電子メールアドレス並びに相互の関係に関する説明書資料。

② 其々の法人または団体の沿革、定款またはこれに準ずる書面、現在の事業の内容、関係会社の状況、従業員の状況、過去 5 年間（設立から 5 年未満のときは設立時以降）の事業の状況、役員の状況（略歴付）、出資・寄付の額、企業会計原則に従って作成した単体ベース及び連結ベースの財務諸表（キャッシュ・フロー計算書、重要事項説明書、セグメント情報及び勘定科目明細（連結ベースの財務諸表は監査証明付。ただし、決算後 2 ヶ月未満で監査未了の場合は監査証明がなくても可）を含む。）、税務申告書（写）、設備の状況、株式の状況に関する資料。

なお、日本法人で有価証券報告書提出会社の場合は、過去 5 年分（有価証券報告書提出会社となってから 5 年未満のときは、有価証券報告書提出会社となって以降）の有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書、四半期報告書及び臨時報告書並びにこれらに関する訂正届出書または訂正報告書。

ロ．大量買付け者及びそのグループ等が自然人の場合

其々の国籍、年齢、本籍地、住所、住民票の抄本またはこれに準ずる書面、電話番号・FAX番号及び電子メールアドレス、現在の勤務先の名称、本店所在地、勤務先の電話番号・FAX番号及び電子メールアドレス、職歴（過去5年間の職業、勤務ないし職務に従事した法人または団体がある場合は当該法人または団体の主たる業務及び本店所在地、各職務の始期及び終期）並びに破産の有無に関する資料。

ハ．大量買付け者及びそのグループ等に関するその他の情報

大量買付け者及びそのグループ等に関し、以下の事項がある場合は当該事項に関係する資料。

① 日本国内外を問わず、過去15年間ににおける科刑処分の有無（交通反則金処分を除く。）、科刑処分を受けたことがある場合は、科刑処分決定の年月日、その罪名、科された刑罰または処分内容及び関与した裁判所名に関する資料。

② 日本国内外を問わず、過去15年間、司法・行政手続きにより、法律または法令に違反する行為として認定され、もしくは違反行為として差止めを命ずる判決、決定もしくは命令等を受け、またはそのような判決、決定もしくは命令等を求める司法・行政手続きの対象の有無、その他当社株主の意思決定に際し、重大な影響があるものと合理的と考えられる訴訟の当事者となったことがある場合には、当該判決、決定または命令等に関する資料。

なお、上記①、②ともに現在係争中のものを含む。ただし、現在係争中の場合は、当該裁判等の審理に影響が無い範囲内での資料提出で可とする。

2．当社が発行者である有価証券の取引及び保有状況に関して提出すべき情報及び資料

大量買付け者及びそのグループ等が其々保有する当社が発行者であるすべての有価証券（以下「当社の有価証券」という。）、「過去1年間に大量買付け者及びそのグループ等が行った当社の有価証券に係るすべての取引（取引方法、取引価格、取引場所、相手方を含む。）及び当社の有価証券に関し、大量買付け者及びそのグループ等が其々取り交わしたすべての契約、取り決め及び合意事項（口頭での合意を含む。）に関する資料。

なお、大量買付け者及びそのグループ等が、当社の株券等の買付け等の予約を行っている場合または当社の株券等の売買取引にかかるオプションの取得及び付与を行っている場合で、本資料提出以降に買付け等を行うこととなる当社の株券

等がある場合には、当該契約の内容、相手方、当該契約にかかる当社の株券等の種類及び数並びに買付け等を行う予定日に関する資料。

### 3. 大量買付けの目的及び内容

大量買付け者及びそのグループ等が行おうとしている公開買付けまたはその他の方法による大量買付けの目的及びその内容に関する以下の説明資料（大量買付け提案書を含む。）。

#### (1) 大量買付けの目的等

大量買付け者及びそのグループ等が行おうとしている公開買付けまたはその他の方法による大量買付けの目的及び同提案が成就した場合の当社の企業価値並びに株主共同の利益に対する効果等に関する説明資料。

#### (2) 大量買付けの条件及び方法

大量買付け者及びそのグループ等が行おうとしている公開買付けまたはその他の方法による大量買付けの条件に関し、取得予定の当社の株券等の総数及び種類、買付けの方法、対価の種類及び金額、交換比率及び金額、買付開始及び終了予定日、買付期間延長の可能性、買付けの撤回・変更予定の有無、買付けその他の取引に条件を付す場合はその条件、買付けの対象を当社発行済株式の全株を対象としない場合の買付条件、二段階以上での買付けを予定している場合はその内容、当該買付けその他の取引に関する税効果に関する資料。

なお、買付けの対価として有価証券が含まれる場合には、当該有価証券の発行会社に関する本附則 1. に準じる資料。

#### (3) 公開買付けにおける対価の算定根拠

大量買付け者及びそのグループ等が行おうとしている公開買付けまたはその他の方法による大量買付けの条件に関し、当社の株券等を取得する場合の対価の算定方法及び算定に用いた数値情報に関する資料。

#### (4) 大量買付け資金の調達方法

大量買付け者及びそのグループ等が行おうとしている当社の株券等に関する公開買付けまたはその他の方法による買付けに必要な資金の総額及び資金調達の方法・条件（資金提供者の氏名もしくは名称、資金調達契約の類型、調達金額、調達条件、契約（予定）日、返済条件、金利、提供する担保の内容、保証人その他重要な契約事項並びに調達資金の返済計画）に関する資料。

#### (5) 大量買付け後の計画

当社の株券等の買付け後に、大量買付け者及びそのグループ等が行おうとしている以下に掲げる事項に関する計画に関する資料。

- ① 合併、会社分割、事業譲渡、株式譲渡、株式交換または株式移転等の組織再編成
- ② 当法定款の変更、上場廃止、解散、清算その他当社経営形態に関する異例な変更
- ③ 重要資産（有価証券、無形資産を含む。）の譲渡、移転、供与
- ④ 配当方針を含む資本政策、資本構成等に関する経営方針
- ⑤ 当社子会社・関連子会社に関する経営方針、組織変更（当社店舗等の存廃を含む。）、経営陣の交代、当社現従業員の配置転換・解雇を含む労使関係の重大な変更
- ⑥ 当社事業運営に関する重大な変更
- ⑦ 経営権取得後５年間の事業計画（前提条件を明示した中期損益計画を含む。）
- ⑧ 当社の顧客、取引先、関係会社、地域社会その他の利害関係者の取り扱いに関する重大な変更
- ⑨ その他事業運営上の変更を伴う計画、提案、取引または協議等に関する事項

#### (6) 公開買付け関連資料

当社の株券等の大量買付け方法として公開買付けを行う場合には、公開買付けを行うに際し、金融商品取引法で開示が求められている事項のうち、下記に掲げる事項。

- ① 金融商品取引法第27条の３に定める公開買付開始公告及び公開買付届出書の案
- ② 同法第27条の９に定める公開買付説明書の案

#### 4. 当社との取り決め

大量買付け者及びそのグループ等と当社、当社経営陣または当社子会社・関連子会社との間における、既存または検討中の重要な契約、取り決めまたは合意事項に関する資料。

## 5. 法令に基づく許認可等

- ① 大量買付けに関し日本国内外を問わず適用される可能性のある法令等に基づく規制事項、独占禁止法またはその他の法令に基づく承認または許認可の有無。
- ② 上記①に関し、遵守すべき規制事項の詳細、遵守するために必要な事項の詳細、取得すべき承認や許認可の詳細、承認または許認可が得られる見通しについて当社取締役会が判断するために必要な具体的情報。

## 6. 当社の大量買付け規則を遵守する旨の誓約書

当社所定の書式による当社の大量買付け規則を遵守する旨の誓約書に記名捺印（自筆による署名、法人もしくは団体等の場合は代表取締役もしくは代表者による自署とする。）のうえ、資格証明書及び印鑑証明書(何れも発行から3ヶ月以内のもの)を添付し、大量買付け提案書の提出時に当社取締役会宛に提出する。

## 7. その他の情報及び資料

上記のほか、当社株主が大量買付けの受諾の可否につき適正に判断するために必要であるとして当社取締役会が合理的な範囲内で要請する情報及び資料。

## 8. 提出先

本附則に規定する情報及び資料等を記載または添付した大量買付け提案書及び大量買付け規則を遵守する旨の誓約書の提出は、当社の本社財務経理部宛に料金支払済みの郵便により送付するものとする。

### 【宛先】

〒103-0027 東京都中央区日本橋二丁目16番5号 RMGビル  
リスクモンスター株式会社 財務経理部

以 上

(別紙 3)

## 附則 2. 新株予約権の概要

「当社が発行者である株式等の大量買付けに関する規則」（以下「大量買付け規則」という。）第 9 条に基づき割当てが行われる新株予約権の概要を以下のとおり定める。なお、本附則において特に定義された場合を除き、用語の定義は大量買付け規則に定められたところに従う。

### 1. 新株予約権の名称

第 1 回株主無償割当て取得条項付新株予約権（以下「本新株予約権」という。）

### 2. 株主に割当てる本新株予約権の総数

大量買付け規則第 9 条に定める割当基準日における当社の最終の発行済株式総数（ただし、割当基準日において当社が保有する当社普通株式の数を除く。）と同数とする。

### 3. 本新株予約権の割当て方法

割当基準日における当社の最終の株主名簿に記録された当社株主（当社を除く。）に対し、保有する当社普通株式 1 株につき 1 個の割合で本新株予約権を割当てる。

### 4. 本新株予約権の割当て価額

無償とする。

### 5. 本新株予約権無償割当てがその効力を生ずる日

株主に対して本新株予約権を無償で割当てる旨の決議において別途定める。

### 6. 本新株予約権の目的である株式の数

本新株予約権 1 個の目的である当社株式の数（以下「対象株式数」という。）は、原則として 1 株とする。

## 7. 本新株予約権の取得

(1) 当社は、本新株予約権の行使期間の初日の前日までの間はいつでも、当社取締役会において別途決定される日が到来することを条件として、すべての本新株予約権を無償で取得することができる。

(2) 当社は、当社取締役会において別途決定される日が到来することを条件として、大量買付け者及びそのグループ等並びに取得日までに当社所定の書式による書面（本新株予約権者が大量買付け者及びそのグループ等に該当せず、大量買付け者及びそのグループ等のために行使しようとしているものではないこと及び大量買付け者及びそのグループ等による当社の株券等に対する公開買付けに関し公開買付応募申込書の提出や公開買付応募契約の締結をしていないこと等についての表明保証条項及び違約金条項等を記載した書式による。）を提出しない者（以下「非適格者」という。ただし、当社が当該書面の提出を求めなかった者は除く。）以外の本新株予約権者が保有する本新株予約権のうち、当社取締役会において別途決定される日の前日までに未行使の本新株予約権のすべてを取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することができる。また、かかる取得がなされた日以降に、本新株予約権者のうち非適格者以外の者が存在すると当社取締役会が認める場合には、上記の取得がなされた日より後の当社取締役会が定める日が到来することを条件として、当該者の有する本新株予約権のうち、未行使のものすべてを取得し、これと引き換えに本新株予約権1個につき当社普通株式1株を交付することができるものとし、その後も同様とする。

(3) 上記(1)及び(2)のほか、当社は本新株予約権の無償割当てに関する決議において、本新株予約権の取得に関する条件及び手続き等を定めることができる。

## 8. 本新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社株式1株当たりの価額は、1円を下限とし当社株式1株の時価の2分の1の金額を上限とする金額の範囲内で本新株予約権の無償割当てに関する決議において別途定める価額とする。なお、「時価」とは、本新株予約権の無償割当てに関する決議に先立つ90日間（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の各日の終値の平均値（気配表示を含む。）に相当する金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。

## 9. 本新株予約権の行使に際して出資される金銭払込取扱場所

本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

## 10. 本新株予約権の行使請求期間

本新株予約権無償割当て決議において決定される日を初日とし、1ヶ月以上3ヶ月以内の範囲で本新株予約権無償割当て決議において別途定める期間とする。なお、上記7.の規定に基づき当社が本新株予約権を取得する場合、当該取得に係る本新株予約権についての行使期間は、当該取得日の前日までとする。また、行使請求期間の最終日が払込取扱場所の休業日にあたる場合は、払込取扱場所の前営業日を最終日とする。

## 11. 本新株予約権の行使請求受付場所

本新株予約権無償割当て決議において別途定める。

## 12. 本新株予約権の行使条件

(1) 大量買付け規則第2条で定める大量買付け者及びそのグループ等は、本新株予約権を行使することができない。

(2) 当社は、本新株予約権の行使の条件（及び取得条項が付された場合は取得の条件）として、本新株予約権の保有者に、自己が大量買付け者及びそのグループ等に該当せず、大量買付け者及びそのグループ等のために行使しようとしているものではないこと及び大量買付け者及びそのグループ等による当社の株券等に対する公開買付けに関し公開買付応募申込書の提出や公開買付応募契約の締結をしていないこと等についての表明保証条項及び違約金条項等を記載した書式による書面の提出を求めることができる。上記の確認または書面の提出がなされない場合には、当社は、当該本新株予約権の保有者を大量買付け者及びそのグループ等とみなすことができる。

(3) 本新株予約権者が、当該本新株予約権の行使により将来発行されるべき当社株式を大量買付け者及びそのグループ等に対して譲渡する旨合意しているときは、当該本新株予約権者はその旨を当社に書面で届出なければならない。この場合、当社は、当該本新株予約権の保有者を大量買付け者及びそのグループ等とみなすことができる。本新株予約権の割当てを受けた当社株主が、割当てが効力を生ずる日時点で保有する株式を大量買付け者及びそのグループ等に対して譲渡したと

きまたは譲渡する旨を合意しているときは、当社は、当該株主に対して割当てられた本新株予約権の行使により将来発行されるべき当社株式について、大量買付け者及びそのグループ等に対する譲渡が合意されたものとみなすことができる。

(4) 上記のほか、外国法令が適用される当該法令の管轄地（以下「当該管轄地」という。）を所在地または本拠地とする本新株予約権者は、当該外国法令所定の手続きの履行、もしくは当該外国法令所定の条件（一定期間の行使禁止、当該外国法令所定の書類の提出を含む。）の充足、またはその双方（以下「準拠法による行使及び手続きの条件」という。）が必要とされる場合は、当該準拠法による行使及び手続きの条件がすべて履行または充足されたと当社取締役会が認める場合に限り、本新株予約権を行使することができる。ただし、当該管轄地を所在地または本拠地とする本新株予約権者が本新株予約権を行使するに際し、当社が履行または充足することが必要とされる準拠法による行使及び手続きの条件については、当社はこれを履行または充足する義務を負わないものとする。また、当該管轄地を所在地または本拠地とする本新株予約権者に本新株予約権を行使させることが当該法令上認められない場合には、当該管轄地を所在地または本拠地とする本新株予約権者は、本新株予約権を行使することができないものとする。

#### 13. 組織再編行為の場合の新株予約権の承継

組織再編行為の場合の新株予約権の承継については、本新株予約権の無償割当てに関する決議において別途定めるものとする。

#### 14. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権を譲渡するには、当社取締役会の承認を要する。

#### 15. 本新株予約権証券の発行に関する事項

本新株予約権証券は、発行しない。

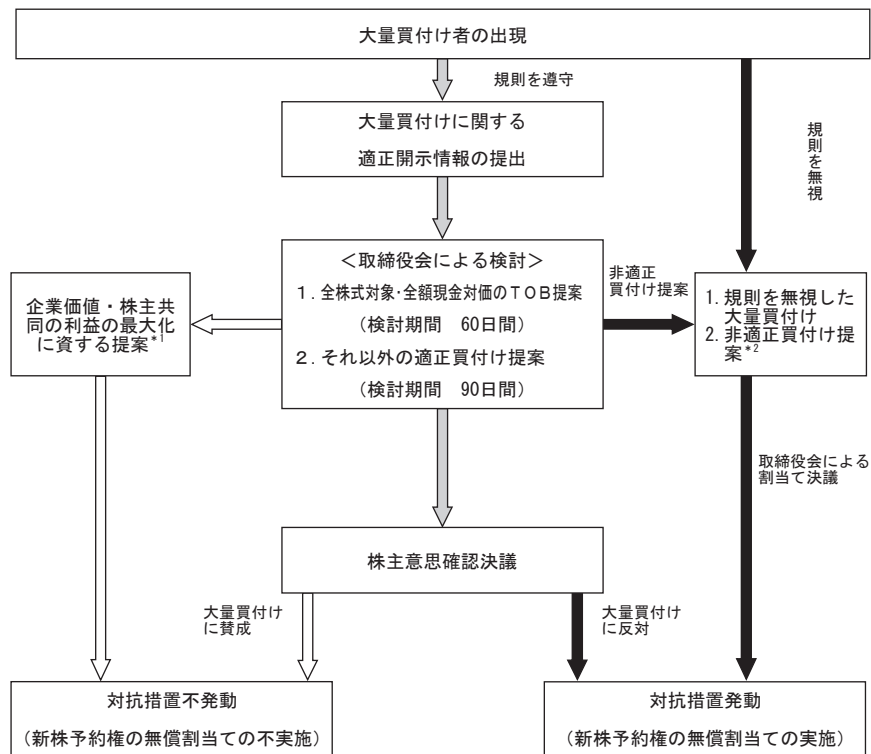
#### 16. その他の事項

本概要に定める事項のほか、本新株予約権の無償割当てに関する詳細は、本新株予約権の無償割当てに関する決議または当社取締役会において別途定める。

以 上

(別紙 4)

## 大量買付けと対抗措置の発動・不発動の決定の流れ



\*1 検討期間の開始の有無にかかわらず、大量買付けが当社の企業価値及び株主共同の利益の最大化に資すると当社取締役会が判断した場合、株主意識確認決議の手続きを行わず、新株予約権の無償割当てを実施しないとする場合があります。

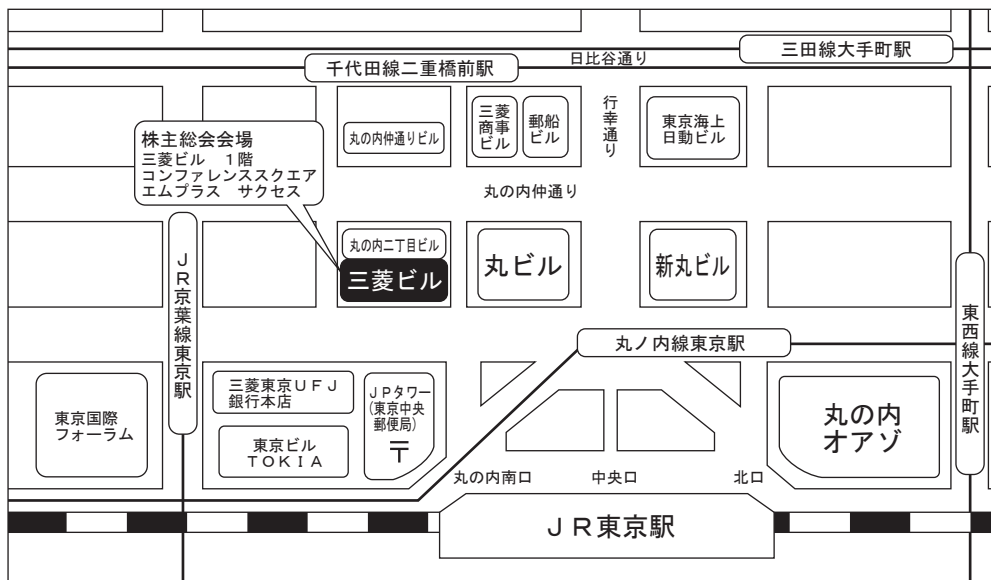
\*2 検討期間の開始の有無にかかわらず、大量買付けが非適正買付け提案に該当すると当社取締役会が判断した場合、取締役会決議により新株予約権の無償割当てを実施する場合があります。非適正買付け提案とは、①適正な情報開示を行わない提案、②検討期間や株主意識確認決議の手続きを無視する提案、③弊害のある買収類型に属する提案等をいいます。詳細については、本規則（別紙1）をご参照ください。

\*3 本概略図は、本規則の概要をわかりやすくご理解いただくため、あえて詳細な事項を捨象して作成されたものです。本規則の正確な内容については、本規則と附則1、2（別紙1～3）をご参照ください。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：東京都千代田区丸の内二丁目5番2号 三菱ビル 1階  
 コンファレンススクエア エムプラス サクセス  
 電話 03-3282-7777



## 交通 ● J R

「東京駅」(丸の内南口).....徒歩約2分  
 京葉線「東京駅」10番出口より直結

## ●地下鉄

東京メトロ千代田線「二重橋前駅」4番出口.....徒歩約2分  
 東京メトロ丸の内線「東京駅」地下道経由.....徒歩約3分  
 都営三田線「大手町駅」D1出口.....徒歩約4分  
 東京メトロ東西線「大手町駅」B1出口.....徒歩約6分